

平成 2 1 年第 3 回
 笠間市議会定例会会議録 第 4 号

平成 2 1 年 9 月 1 5 日 午前 1 0 時 0 0 分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	姥	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海	老澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小	園江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海	老澤	勝	男	君

欠席議員

	14	番	中	澤		猛	君
--	----	---	---	---	--	---	---

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	青木繁君
総務部長	小松崎登君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	岡野正三君
保健衛生部長	仲村洋君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	橋本雅晴君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	光又千尋君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	横田文夫君
監査委員事務局長	中村一男君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第4号

平成21年9月15日(火曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は、14番中澤 猛君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番蛭澤幸一君、4番野口 圓君を指名いたします。

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を続けます。

7番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、8月30日の衆議院選挙で、予想されていたとはいえ、民主党の308議席という結果になりました。今までの自公政権に対する不信や反感のあらわれではないでしょうか。しかし、民主党に対する、いわゆるマニフェストに書かれたことがどう実行されるのか、

不安と期待が国民の中に入り混ざっているのが現実ではないでしょうか。そこで、第1番に、6月議会の補正予算4億5,200万円の進捗状況について伺いたいと思います。

前回の定例会で議決されました4億5,200万円の補正予算については、その後、まず第1番に地域活性、景気対策としてのこの交付金、短期間に計画、予算化され、十分精査はできなかったのではないかとと思われる面があります。見直しは行われたのか、また、現在の進捗状況はどのようになっているのか、まず伺いたいと思います。

二つ目に、すべての物件の発注は年度内に行われる予定になっているのかどうかという問題です。

三つ目に、この問題が全体的な計画が市民には十分まだ知らされてはおりません。知らせる必要があるのではないかと思いますので、それについても伺いたいと思います。

2番目に、介護保険制度の問題について伺いたいと思います。

既に10年目となり第4期ということになりました。まず第1番に、ことしの4月に導入された新しい介護認定が、軽度者の割合が増加するのではないかと批判は前々からあり、問題とされておりました。厚生労働省は、新制度で認定が軽度化することを認め、基準を見直すとしてきましたが、笠間市では具体的にどのように実施されたのでしょうか。また、4月のときの制度と新しい基準とは、どのような違い、どのような点が違ったのかということを示していただきたいと思います。

二つ目に、医療費と介護費の自己負担の割合の合計が一定額以上になった場合、超過分が還付される支給申請が8月から始まっております。笠間市の現状はどうなっているのでしょうか。また、一定額とは幾らなのか。また、市民にはこの制度がどのように周知徹底されているのか、その点を伺っておきます。

三つ目に、笠間地区市街地の排水路についての問題です。

皆さんもご承知のとおり、今、全国的に各地でゲリラ的な豪雨と言われるような箇所が何カ所も起きました。8月7日の豪雨は、旧笠間市内に思わぬ被害をもたらしました。今後の対策は急務と言えます。市街地全体の排水路の見直し、計画が、または改修が必要であると思います。そこで、以下の点を伺いたいと思います。

まず一つ、当日の被害が床上浸水で営業を中止せざるを得ない状況になってしまっているような業者もおります。市はそのような状況を把握しているのでしょうか。

2番目に、多くの排水路が暗渠になっております。また、それが農業用水を兼ねていることが被害を大きくしていると言われております。改修が必要ではないでしょうか。旧笠間市では、南北の排水路はある程度ありますけれども、東西の、特に佐白山方面から涸沼川への排水路が十分ではありません。必要であると思いますが、どのような計画があるのでしょうか。

三つ目に、笠間小学校の校庭の砂は、毎年入れ変えるほど流されてしまうということを知りました。私も過日、笠間小学校に行って校長先生と教頭先生に会い、校庭も見させて

いただきました。幾つものみず道ができていて、10センチぐらい掘られていて、砂をいつも入れているんだという話も聞きました。

私はこのような点からも、さらに先ほど申しました1、2を合わせた観点から見て、今後、市内全体の排水路の計画というのを十分に計画し直す必要があるのではないかと思います。どのような計画を立てていくのか、そのような方向があるかどうかということについてお聞きしたいと思います。

四つ目に、県の畜産試験場跡地への問題をお聞きしたいと思います。

ほかの議員からも質問がありましたけれども、今回の知事選の候補者のほとんどの人が、茨城県における医師不足解消を挙げております。茨城県の医療事情は、他県と比べて10万人当たり医師数で46位、看護師数では42位と下位になっているのが実態であります。このことは、一つには県立医科大学がないことにも関係しておるのではないかと思います。そこで、私は畜産試験場跡地の有効活用として、県立医科大学の誘致を進めるといったことが必要ではないかと思います。市長の見解をお聞きしたいと思います。

五つ目に、イノシシ対策についてお聞きします。

私は過去にもイノシシの問題については何回か取り上げてきました。しかし、イノシシの被害は、今は山間地ばかりでなく、ここ一、二年、家の近くまで広がっているということをお聞きしております。有効な対策が難しく、農家の人たちにとっては大きな問題となってきているのが現実であります。

まず第1番に、平成19年に栃木県と茨城県の近隣市町村で共同の協議会を立ち上げました。その後、具体的な活動は何ら聞いておりませんが、活動をしているのか、どうなっているのか、まず聞いておきたいと思います。

二つ目に、イノシシの対策というのは、その一市町村の問題ではなく、連携しての対策が必要であることは言うまでもありません。また、各地でさまざまな対策を講じておりますけれども、笠間市としては何らかの対策を市としても講じる必要があるのではないのでしょうか。今どのような計画があるのか、一応聞いておきたいと思います。

また、一昨年には、よくイノシシの被害の状況というのを聞きましたけれども、ここ一、二年、被害の状況の調査を市として行っているのか、行っているとすればどのような状況が示していただきたい。

四つ目に、茨城県には今まで1カ所、桜川市に獺区というものがありません。今年度で廃止されると聞いております。獺区が廃止されることによって、その影響があるのではないかと聞いております。獺区の影響、果たしてどのようなものであったのかを含めて、被害の増大をもたらさないためにはどうするのかということも含めて、対策を考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。県立医科大学というよりも、県立医療大学の件だと思ひのですが、現在、県立医療大学は、ご承知のとおり阿見町に設置をされておひまして、医学部は有しておひしません。今回の選挙で、現橋本知事を初め、候補者が医科系の大学の誘致に取り組みとマニフェストに書かれておひまして、それと県立医療大学とは別な問題なのかなと私はとらえておひます。

須藤議員の質問にお答えしましたとおり、医療系大学の誘致は、畜産試験場跡地の利活用の選択肢の一つであると思ひておひます。ただ、現況としては具体的な動きはございせんが、引き続き県と協議、調整を進めてまいりたいと思ひておひます。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、鈴木（貞）議員のご質問にお答え申し上げたいと思ひます。

まず初めに、6月議会での補正予算4億5,200万円の進捗状況についてでございます。

国の一次補正予算によります地域活性化・経済対策臨時交付金は4億5,200万円でありますけれども、笠間市の補正予算額につきましては、一般財源を追加いたしまして5億1,000万円でありますので、申し上げておきたいと思ひます。

まず初めに、地域活性、経済対策としてのこの交付金では、短期間で計画、予算化され十分精査できなかつたと思われるが、見直しは行われたのか。また、現在の進捗状況はどうなつているのかというようなご質問でございますけれども、笠間市において地域温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に必ずきめ細かな事業を積極的に実施するため、必要な予算を十分精査の上、6月議会において計上いたしました。

見直しにつきましては、今回の補正予算で上程しておひます緊急経済対策コミュニティー助成事業助成金の増額、それから、入札差金による事業費の組み替えなど、必要に応じて行つているわけでございます。

また、地域活性化・経済対策臨時交付金事業の8月末現在での進捗状況でございますけれども、道路維持事業では約56%、それから、給食機器整備事業、それから、非常備消防車両の更新などが執行済みでございますして、全体の執行率でいきますと21%となつているわけでございます。これは2カ月間での21%という状況でございます。

次に、すべての物件について年度内に行われるのかというご質問でございますけれども、原則的には年度内発注ということで考えているわけでございます。

最後に、全体的な計画を市民に知らせる必要があるのではないかということでございます。これにつきましては、7月号の広報かさま、それから、笠間市のホームページに記載しているとともに、防犯灯の更新事業、さらには緊急経済対策コミュニティー助成事業な

どにつきましては、区長会の開催や市民懇談会での周知、機会あるごとにPRはさせていただいているところでございます。

次に、3番目のご質問の中での、笠間市街地の排水路についてのご質問でございますけれども、8月7日の豪雨によりまして、床上浸水で営業を中止せざるを得ない状況になってしまっているところを市が把握しているのかというご質問でございます。

今回のゲリラ豪雨につきましては、最大1時間降雨量が81.5ミリという、今まで想像つかない雨量でございまして、笠間市におきましては、笠間市災害時緊急初動体制マニュアルに基づきまして災害警戒本部を設置いたしまして、被害の状況、調査、並びに被害家屋への消毒等を実施したところでございます。

被害の状況といたしましては、床上浸水が3件、床下浸水が77件、その中には店舗等の商業者についてが47件ほどございました。

今回の災害で一番被害を受けた地区につきましては、笠間地区の行幸町周辺、笠間駅東側、それから、笠間郵便局周辺、それに笠間小学校前等でございます。

その内訳といたしましては、行幸町周辺が41件、笠間駅東側が12件、笠間郵便局周辺が8件、笠間小学校前が5件、友部地区が4件、その他10件ということでございます。

営業中止した店舗につきましては4件ほどございまして、2日から10日程度中止したように伺っているところでございます。

また、罹災証明を申請された件数は16件ほどございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

本年4月から更新申請に対しましては、申請者全員に従来の要介護度と異なった結果が出た場合、従来どおり要介護度を希望するかどうかを聞いた上で、要介護度認定を実施してまいりました。

9月2日までの認定申請者は1,083人のうち、更新申請者は767人で、その認定結果は従前と介護度に変更がなく適用がなかった方514名、従前の介護度より軽くなったからとして変更となった方221名、従前の介護度より重くなったからとして変更した方が32名であります。

なお、新規認定者については、本人等がその介護度について納得がいかない場合、区分変更申請ができますが、該当者はおりませんでした。

また、認定調査の前基準と新基準の違いはとのことですが、認定調査が調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日ごろの状況が異なる場合、その変化に見られる状況で選択すること。次に、起き上がり等の項目で自分の身体の一部を支えて行う場合、何かにつかまればできるを選択すること。実際に行わ

れている介助が不適切な場合、その理由を特記事項に記載した上で適切な介助を選択すること。生活習慣や寝たきりなどによって介護の機会がない場合、類似の行為で評価することなどでありまして、あわせて質問、意見等が多く寄せられた箇所の項目等の修正、特記事項の例の充実などを行っております。

2点目でございますが、高額医療、高額介護合算制度につきましては、本市では現在のところ支給申請は出ておりません。一定額、限度額でございますが、所得及び年齢によって違い、自己負担の計算期間は、毎年8月1日から翌年の7月31日までの12カ月となっております。

自己負担額は所得によって異なりますが、市民税課税世帯の方、譲位所得を除く場合でございますが、70歳以上の方は年間56万円、70歳未満の方は年間67万円が基準となっております。

制度の周知につきましては、全戸配布している介護保険パンフレットに制度の内容を記載しているほか、本所、支所、公民館などにポスターを掲示して周知を図っております。

今後、広報かさまお知らせ版や毎月発行している広報かさまに掲載して、より一層の周知徹底を図っていきます。

また、国民健康保険加入者に対しては、国民年金課と連携をとって該当者に通知を送付する予定でございます。

社会保険加入者に対しては、利用者に対する周知漏れがないよう、給付費通知書に制度の内容を記載してまいります。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） それでは、鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

初めに、市街地内の排水路の改修が必要ではないかのご質問でございますが、今回の被害の大きな要因といたしましては、最大1時間降水量81.5ミリメートルという過去に例のない集中豪雨が原因と思われます。また、議員ご指摘のように、水路の大半が有蓋化されていることや、農業用水を兼ねていることも少なからず影響しているものと考えております。

旧笠間市では、市街地における雨水排水をするため、昭和45年ごろから既存の用水水路敷を利用して都市下水路の整備を進めてまいりました。今回の被害を及ぼした地区に関する都市下水路は、以前、蒲生用水と言われる水路を利用して整備され、この水路区間においては、取水を目的とした堰が数カ所ございます。これらの堰の改修が必要ではないかのご質問でございますが、今回の被害を教訓といたしまして、水路機能等について早急に調査し、水路の流下能力などを検証し、必要な箇所について受益者とも協議をしながら改修してまいりたいと考えております。

次に、佐白山方面から東西の酒沼川への排水路が必要ではないかのご質問でございますが、既に大和田五叉路から笠間高校北側の酒沼川に流れる東西の排水路の整備につきましては、佐白山を周域区域といたします延長約780メートルの大和田都市下水路が平成8年に完成しているところでございます。

次に、笠間小学校の校庭の砂は毎年入れかえるほど流されてしまうのではとのご意見でございますが、調査をいたしましたところ、入れかえるほどの砂は流れていないということでしたので、ご理解いただきたいと思います。

また、市内全体の排水計画をどう考えていくのかというご質問でございますが、今回の被害地区を教訓とした排水計画については、排水等の被害が発生している地域の既設排水路の流下能力等の検証を行い、早急に改修計画を立て、整備してまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 7番鈴木貞夫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、イノシシ対策について、栃木県と共同で設立した協議会の具体的な活動についてでございますが、茨城・栃木鳥獣害広域対策協議会として、水戸市が加わり、2県13市町で構成されて、広域的な連携により活動を行っております。

主な活動内容としては、地図情報を活用しての被害状況の把握及び捕獲等の情報を収集し分析調査などを行っております。

被害防止対策としては、駆除対策を重点として、捕獲時期を統一し、9月に一斉捕獲を実施する計画となっております。

また、農家への啓発としてリーフレットを配布し、イノシシの防護対策を呼びかけております。

次に、笠間市としては何かの対策を講じているのかというご質問でございますが、農業者の被害防止策への支援として、農業被害防止施設の購入に対します助成と、わな猟狩猟免許取得費の助成を実施しております。また、現在、この助成に対する要望が多いため、今期定例会におきまして、増額の補正を提案させていただいております。

次に、ここ一、二年の被害の調査を実施しているのかにつきましては、毎年12月から1月にかけて調査を行い、被害状況を把握しており、その成果をもとに駆除対策や防護対策の基礎データとして活用しております。

次に、桜川市の獺区が廃止されたときの対策についてでございますが、本獺区については、茨城県で唯一狩猟対象をキジやヤマドリなどの鳥類に限定した獺区として設定されている地域であります。議員ご指摘のとおり、本年10月末をもって廃止となりますが、桜川市においてもイノシシなどの有害鳥獣捕獲について実施しておりますので、廃止に伴い、当市の被害の増大はないものと思われま。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 一応答弁をもらったわけですが、これからどうするのかという方向性が1本、もう一つ見えないんじゃないかと思うのですね。

この補正予算の問題、私が心配することはないのかもしれませんが、新聞等には、予算組み替えというのが茨城新聞などに報道されて、民主党が政権をとりますから、そうすると予算組み替えが出て、それがどういうふうな、影響が地方自治体まで及ぶのではないかと、これを心配した記事なども出ているのですね、この茨城新聞に。そういうことがこういう実際の補正予算に、全部全額が、今、補正されて既に交付されているなら問題ないかもしれませんが、そういうことを心配している市町村もあるわけで、その辺がどうかと私は思っているのですよ。

やはり速やかに景気対策というのは実行して、年度内には一応すべてを発注する予定だと聞きましたけれども、していかなければならない、その辺のことをどの辺までつかんでいるのか、なかなか具体的にはわからないかもしれませんが、例えば9月9日には「事業施行に影響懸念」という新聞記事も出ているわけですね。これは常陸太田市の件で出ていますけれども、果たしてこの補正予算まで影響があるのかどうか、その辺のことを市としては少しでもつかんでいるのかどうか。影響がなければ結構ですが、影響があるとしたら、いろいろな面で支障を来すのではないかと思うので、一応もう1回聞いておきたいと思います。

この介護保険の問題ですね。今聞いただけでは細かい内容等はわかりませんから、あとは文書なり何なり、具体的に、例えば基準43項目で厚労省はこういうふうに見直しをしてという報道もあるわけですから、その辺をどこまでつかんでいるのかということ、やはり知らせてほしいと思うのですね。

ということは、うちで見ている人が、どうなるだろうかということ聞かれるのですね。今度認定の見直しでどういうふうになるか、議員さん知っていますかと聞かれても、私がケアマネジャーじゃないから、これ何とかありますよということは言えませんが、少しは認定の基準がこうなるらしいよぐらいのことは教えてあげたいという感じもあるのですよ。

これ全然知らなくて、ただ一部新聞の報道だけで、それをこういうふうによたらなことは言えませんが、それはよく担当者から聞いて、どういうふうに笠間市では具体的にやっているか、そういうことでまた説明というか、話をしたいと言っているのです。私から、何度になります、何度になりますとか、そんなことは余計なこと一切言えませんが。

例えばこういうので見ると、今までの判定の基準は、座って保持ができる、いわゆる座位ですね、それ1分と4月の基準ではやったわけでしょう。1分間こういうふうにちゃんと座っていればいいと。ところがそれ以前は10分だった。10分の間にふらふらしたり倒れ

てしまえば、それで介護の問題というのは何度に上がるとか下がるとかがあるわけですが、そういう点も含めて、大分こういう基準の見直しというか、細かいところがこういうように4月でやっているのですよ。6月末か7月、2カ月や3カ月で基準の目安というものをやっているわけですね。これは現場も大分困っていると思うのですよ。4月で一応新しい基準でやりながら、二、三カ月後には、またこれでやり直してくださいと厚労省のから出てきたとなれば、その辺のことがわかれば教えていただきたいというのが、私の思いなんです。

それで、実際に受けている人に親切に、介護保険制度というのはこうだよということをお話して上げたいということもあるから、この問題を聞いたわけですね。

それと、高額の問題、例えば所得の問題だとか、その人の収入その他いろいろなことが絡みますから、一概には一定の基準ということはいえないと思うのですけれども、大体どのくらいの収入で、このくらいまでの高額の支払いをしたらそういう払い戻しができるんだということを知らせる必要が、私はあるのではないかと思います。

それで、8月から始まったわけでしょう。それでまだ申請がないと言いますが、8月から始まって1カ月もたっていないわけですから、私はまだ申請もないだろうし、それでまた介護保険の支払いの方の問題と、健康保険組合の支払いの問題で合算されてくるわけですから、その辺の、まだすり合わせその他もしなければならぬ問題もあって、本人のところには確実にまだ通知その他は行っていないのではないかと思います。だから、申請がないのは当たり前だと思うのです。

ただ、笠間市としては、それを今どういう段階まで進めて、いつごろから、ことしの場合は4月からということですから、その前も含めて16カ月かが対象になると新聞報道にありますから、16カ月間の間での合算で、もちろん1年の基準よりは額も3割なり4割上がるわけですね。そういうことも含めて、初年度ですから、ちょっと大変だと思うのですよ。

その辺を親切に、いわゆる当事者にわかるように、せっかくこういう制度があって、高額の支払いをして、少しでも払い戻しがあれば助かるという人たちに、親切に行政としては教えてやるというか、手続上のことも含めて、ぜひ努力してほしいと思うのです。

それで問題は、もう一つ、さっきから言っているのは、基準的なことで結構ですから、幾らぐらいの所得の人で、幾らまで高額を払った場合には払い戻しができるか、基準的なことですけれども、ひとつ教えていただきたいと思います。

それと、笠間のこの間の8月7日のことです。蒲生用水の問題ですね。この用水を私もずっと調べたのですけれども、既に取水口は壊れているのです。あそこを閉めたらいいんじゃないかと思って見に行ったのですけれども、形はあるけれども、遮水板がついていないのですよ。それで、大雨になればもちろん水は入ってくるということになるわけですが、それとずっとつながって笠間市内を流れてきたときに、さっき出たように、いわゆる農業用水としても兼ねていると。その辺が一つの大きな問題で、田んぼがあるわけ

ですから、田んぼをやめろというわけにもいきませんから、それに先ほども言われましたけれども、よく地権者と水を使っている人と話し合っ、検討してもらいたいと思うのです。

あそこの材木屋さんの人といろいろ話したときに、あの大きなコンクリート板が水で浮き上がってしまったというのですね。2カ所浮き上がって、鉄板まで浮き上がったと。それで、危なくてしょうがないから、警察が何かに行ってこういう工具を借りて、ここに夜立てて、落ちないようにしておいたんだと。とても人間の力じゃ、車が通常走っているのですから、スピードはありませんけれども、家に入って車が走ったり、私も何回かその上を車で通れるような板なのですから、この何倍もあるような大きなものが浮き上がるような水圧が来るのですね。

そうすると、どうしても農業用水で堰があって、実際の大きな水路が3分の1ぐらいはこういうように、3カ所か4カ所あるわけでしょう、それがこういうふうに3分の1のぐらい埋まってしまうということからいろいろ問題があって、さらに下の方のところでもいろいろ問題があるのですね。

それと、先ほど笠間小の運動場の問題をちょっと言いましたけれども、私も見に行ったのですけれども、10センチぐらい掘られているんですよ。そこへ砂を入れると。いつも掘られたら砂を入れてということで、砂がグラウンドの横にありましたけれども、それを敷いてこの間、運動会をやりましたね。そうすると私が心配するのは、10センチも掘られたらみず道がついて、掘られたところに入れた砂というのは柔らかいわけでしょう、すぐ周りは固い普通の地盤ですから、子どもたちが走ったとき、私は危ないんじゃないかと心配しているのです。上から見ると、中学校の方から見るとよくわかるんですよ。みず道がこういうように何本も走っているのが。

そういう点でも、これは全体的な笠間の地域の問題として、佐白山の方から、中学校の方からこういうふうに段になってきていると。そのグラウンドのどこかで下に流れないような、余り大きなここに排水路がないから、その辺を少し検討した方がいいんじゃないかと思うのですね。

これは馬廻の方から来ている水路などもあって、蒲生用水というのは昔からある水路で、いろいろ役に立っているわけですがけれども、ぜひその辺は検討してやってもらいたい。

そういうことでずっと市内を見ていくと、お稻荷さんの前の門前通りも、道路の方が商店街より高いのですね。そういう問題もありますから、ひとつ全体的に排水路計画というのを早急に練って、どういうふうにやるかということをやっていただいで、本当に緊急に必要なところはぜひとも緊急に行うとやっていただきたいと思うのです。

それと、畜産試験場のことはいろいろほかの人からも出ましたけれども、いわゆるこういうふうに問題になってきているというのは、茨城県の医療全体の問題が、医師数だと、病院の数だと、いろいろなものを見ていくと統計的には全国的に下の方の水準にあると。

それを全体的に直していかなければならないというのが、今度の知事選の中でいろいろと主張されたような面ではないかと思うのです。そういうふうな時期というのは、やはり医科大学というものをつくって、自前の医者を養成するような、これはもちろん2年や3年でできるものではありませんけれども、そういうことを私は必要だと思うのです。

今度の選挙の中でも、茨城新聞の「知事選に向けての医師不足」ということで、こういう記事が出てきて、そこにもそういう同じ状況のことが書かれていると。

私は今の状況の中では、そういうことを推進して県なり何なりに要望していくには、まさに時宜を得た時だと思うのです。ぜひともこれを今後どういうふうに県と折衝しながら進めていくかということ、市長き決意というか、考えをもう一度、今までの経過は結構ですから、もう一度聞きたいと思うのです。

それから、イノシシの問題です。

これは私の地域だけでなく、いろいろ山間、山に近いところは、本当に家があるようなところまでも柵を結ったり、電気柵をつけたりというところが、上郷や何かをずっと歩いたら見られるし、私の地域の辺でも多く見られるようになってきた。それに対する対策というのを、具体的にもう少し進められないでしょうか。

地域の人たちは、先ほど部長がそう言われましたけれども、実際どういうふうな対策をとっているかということは、ほとんど知られていないのですよ。話をしても、市は何もやっていないとしかとっていないので、市はこういう対策をとっているんだということ、わかるように示してもらおうということは、必要ではないかと思うのです。その辺はどうでしょうか。

これからの時期、どういうふうにイノシシが出てくるかわかりませんが、私の近くだって20数頭、ずっと田んぼの中から出たという話があったり、驚いて逃げてきたという話もあるわけですから、これは簡単な問題ではないと思いますけれども、ぜひとも市として積極的に取り組むということで、どういうことをやるかということ、地域の人たちにわかるようにしていただくことが、まさに必要だと思います。

よろしく答弁をお願いします。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の質問にお答えをしたいと思います。

昨日の須藤議員の質問にもお答えしましたとおり、医科系の大学が学部を増設したり、新設したり、そういう考えがあるのかないのか、アンケート調査を実施してまいりたいと思っております。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

総務部長（小松崎 登君） それでは、鈴木（貞）議員の再度のご質問にお答えをしたいと思います。

民主党政権におきまして、平成20年度の補正予算の組み替えは考えているのかというようなことであろうかと思えます。

結論から申しまして、地域活性化・経済対策臨時交付金につきましては、基金事業とは異なりますので、緊急経済対策として笠間市に交付されるという事業でございますので、予算の組み替えはないと考えているわけでございます。

ちなみに、主な執行停止の対象事業につきましては、官公庁の施設整備事業費 2兆9,000億円、さらには国営まんが喫茶と非難されておりましたメディア技術総合センターの117億円といったような公共事業のほかに緊急人材育成、それから、就農支援基金などの46の基金の合計で4兆3,700億円ほどございますけれども、これらのものが対象となるのかなと考えております。

基金につきましては未執行額が多いということで、停止の可能性があるのかなと思えますけれども、先ほど申しましたように、笠間市に来ております経済対策の交付金につきましては組み替えはないと考えておるわけでございます。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 鈴木（貞）議員の再度の質問にお答えいたします。

具体的に知らせてほしいと、新基準、旧基準の部分の違いでございますが、主に5点ほどについて修正されておりましたので、それらについてご説明申し上げます。

1点目でございますが、麻痺や拘縮など能力の有無に関する項目で、調査対象者に実際に行ってもらった状態と、調査対象者や介護者から聞き取りした日ごろの状況が異なる場合、前期では調査対象に実際に行ってもらった状態で選択されるとしておりました。新基準では、この頻回な状態で選択することと、具体的な内容を特記事項に記載するという事になってございます。

2点目でございますが、介助の方法に関する項目で、前基準、新基準とも実際に行われている介助の方法を原則選択しますが、前基準の場合、実際に行われている介助が対象にとって不適切であると判断する場合は、不足の過剰な介助について特記事項により対応することとされておりましたが、新基準では、特記事項に記載した上で適切な解除の方法にかかわる選択肢を選択することになりました。

3点目の自分の体を支えにして行う場合、前基準では寝返りや歩行など習慣的でなく、自分の体の一部を支えにしてそれぞれの行為を行うことができる場合、つかまらないでできるなどの「できる」を選択で選ぶこととされておりましたが、新基準では「何かにつかまればできる」に変更になりました。

4点目でございますが、生活習慣等によって介助の機会がない場合、前基準では介助されていないを選択するとされておりましたが、類似の行為で評価できることとなりました。

5点目は、固有の習性で麻痺等の有無について、四肢以外の麻痺は、四肢が欠損していない限り「ない」を選択しましたが、四肢の一部、手口等ですね、欠損がある場合は四肢

以外の麻痺がある場合、その他を選択するなどの修正が加えられました。

以上でございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 先ほどの介護保険高額負担の払い戻しの件でございますが、議員ご指摘のように、平成20年4月から21年7月分の診療分が対象ということでございます。21年の7月診療分の高額療養費の申請が10月ということになるため、現在ではないということでございます。

その後、7月分の診療分ということでございますので、その後、データをもとに該当者に申請の案内を出すということで予定をしているところでございます。

所得要件につきましては、種々いろいろございまして、レート指定ということでございますが、一般ということで67万円の限度額でございますが、夫婦ともに75歳以上で所得要件が一般ということでの計算でいきますと、夫の医療費負担額が例えば1カ月4万4,400円、妻の介護サービスの負担額が1カ月3万7,200円の場合、1年間で97万9,200円の負担ということになります。負担額から限度額であります56万円を差し引いた41万9,200円が支給額という計算になるわけでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） 鈴木（貞）議員の第2回目の質問にお答えしたいと思います。

蒲生用水の取水口が壊れたのが大きな要因ではないか。また、農業用水についても実際に耕作している方もいるので、受益者と十分協議しながら整備が必要ではないかということで、全体的な排水計画が必要ではないかということのご質問でございますが、大淵地内の蒲生用水の堰につきましては、今回の9月補正予算の方に改修費として計上させていただきましたので、予算が成立後、速やかに蒲生用水の堰の改修については実施してまいりたいと考えております。

また、農業用水や既存の排水路につきましては、早急に調査をいたしまして、既存の水路の流下能力などを検証しながら、受益者とも協議いたしまして、十分検討しながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 鈴木（貞）議員の再度のご質問でございますが、イノシシの被害対策としましては、被害を未然に防ぐための環境整備、それから、発生した被害を拡大防止するための早期発見対策ということで、粘り強い対策が必要だということを考えております。

そこで、対策等基本としましては、近づけない、侵入させない、捕獲するという一連の対策ということで、例えば環境整備といたしましては、具体的には今年度モデル事業で遊

休地域解消のために実施をしてございますけれども、片庭地区のヤギの放牧、これらについても現在のところヤギの放牧に関しては、イノシシの被害がその周辺では見られないということも出ております。

さらに、侵入させないということで、電気柵等の助成もしております。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、今期定例会でも増額の補正をしている。さらに共済組合の方でも助成事業を実施しております、これにつきましてもかなりの方がご利用しているような状況でございます。

市といたしましても、積極的な制度のPRを今後してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） これからのいろいろな問題として私は何年かずっと聞いてきたわけですけれども、これから1年、2年の。

これからぜひとも、県だとか、またイノシシの問題もそうですけれども、近隣の市町村との連携ということは欠かせないと思うのですね。

例えば医科大学の問題にしても、笠間市一市で云々というわけにはいかないでしょうから、ぜひとも、多少時間がかかったとしても、そういう努力を重ねていただくということが私は必要だと思うのです。

それでイノシシの問題は先ほども言いましたけれども、やはり近隣等の対策というのをぜひ見せてほしいと。それで獺区の問題というのは、部長も言われましたけれども、桜川市の人たちに聞くと、あそこが開放されると、狩猟できる期間にはだれでも入れるようになるから、むしろ今まであそこが逃げ場で保護区みたいになっていたけれども、かえってそこから出てしまうのではないかとということを心配しているのですね。

たしか、ヤマドリとか何とかを撃つということで作られている獺区らしいですけれども、ふだんというか、金を払って入るわけですから、それは一定の人しか入れなかった、免許があればいつでも行けるというところではなかったわけで、ずっと稲田の方につながっているわけですね。その辺のことも考えて、あの近辺の人は随分心配しているということなのです。桜川市などと連携もって、ひとつやってもらいたいと思います。

それと、介護保険の問題ですね。実に聞いていてもなかなかわかりません。私もいろいろな資料を見たり何かしているけれども、わからない点もあるわけですけれども、この細かい点については、また追って担当者からどういう状況かということは、ぜひ聞きたいと思いますので、先ほど言われたこと、きっと厚生労働省なり県なりから来た文書等もあると思うので、そういうものがあれば、ぜひ出していただきたいと思います。

それと、高額払い戻しの問題というのは、まだほとんどの人が、実際何人ぐらいいるかということとはわかりませんが、こういう制度はいっぱいあるわけですね。申請すれば払い戻しがあったり、いろいろこういうふうに変元してもらえとか、いろいろな制

度があるわけですが、対象になっている人がほとんど知らないというのが現実なのですよ。

例えば高額の払い戻しも、お年寄りだったら、若い人と一緒にいて通知が来たときにすぐ若い人が見てくれればいいけれども、そうでなかった場合は、見落としてしまうとか、そういう問題もあるわけで、ぜひともきめ細かい対策をとりながら、多くの人がこの制度をきちんと受けられるように、ちょっと大変だと思いますけれども、これから努力していただきたいと思います。

以上でございます。

議長（市村博之君） 答弁はよろしいですか。

7番鈴木貞夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時10分に再開します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

22番小園江一三君が着席いたしました。

次に、6番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

6番（鈴木裕士君） 議席番号6番鈴木裕士です。

通告に従い質問いたします。

まず、第1番目の質問でありますけれども、質問の導入部分、これは去る8月30日に実施された県知事などの選挙に関してであります。選挙に関することですので、質問の相手は選挙管理委員長が妥当かと思っておりますけれども、選挙管理の事務は市職員が担当しておりますので、担当部長に質問いたします。

今回の選挙、これは種類によってそれぞれ告示日あるいは公示日、これが異なっておりますけれども、ご承知のとおり、8月13日に知事選挙が最初に告示されました。私は岩間地区内のある地域について、ある候補者のポスター掲示を担当し、所定の場所に順次張りつけを行いました。ところがある場所へ行ったのですが、設置場所記載のところに掲示板が見当たりませんでした。私は携帯電話を持っておりませんので、次の掲示場所近くの商店で電話を借りまして、選挙管理委員会に電話をいたしましたのです。

選挙管理委員会では、そんなことはないはずですがとのことであり、私もそそっかしい点があるものですから、ではいま一度確認してと言って電話を切り、しばらくして所定の場所へ戻り入念に探しましたがけれども、やはりありませんでした。

ポスター張りを数人で担当したものですから、他の方にも確認したところ、掲示板が設置されていない場所が別にもう1カ所ありました。その人は最初の経験であったことから、

近所の人に聞いたりして、蒸し暑い中大分苦労したようであります。

また、その後の選管等との電話のやり取りから、多分ほかにもミスがあったのではないかと思われまます。

そして、先ほど述べました電話を借りた商店、このすぐわきもポスター掲示板の設置場所になっていましたけれども、ここにも見当たらず、しばらく周囲を探したところ、設置すべき場所から100メートル以上離れている場所に設置されていたのであります。

さらに言わせていただきますと、各所に設置されていた掲示板の3割近くが土で汚れておりまして、タオルで拭きながらポスターを張っておりました。このほかにも、この選挙に関して指摘したいことがありますけれども、既に事務局に伝えていることもありまして、なおかつ選挙事務の間違いを指摘するだけが今回の質問の目的ではありませんので、これ以上は省略しますけれども、余りにもお粗末としか言いようがないのが私の実感であります。

この件は、私自身が行動したから目についたことなののでしょうか。全くまれに、万が一に発生したことなののでしょうか。両方が偶然に重なったのかもしれませんが。そして、今回の選挙、これは県知事の立候補者が想定より多かったこと、あるいは選挙の種類が三つとなり、それぞれ基準日が異なって事務局も多忙をきわめたであろうこと、さらに衆議院が解散されてから県知事選挙の告示日まで雨の日が多かったことから、掲示板の作成に予想以上の日数を必要とした、こういったことが掲示板の設置がおくれたことに同情の余地はあるということは認めます。その上での質問であります。

まず、質問の内容ですけれども、掲示板設置業者との契約、これはいつまでに設置を完了すべきであったのか、これが一つです。

それから、2番目としまして、工業者が倒産したような場合、違約金を徴収するということを承知しておりますけれども、一般論として、行政が指示した事項が漏れた場合、あるいは指示したより完了がおくれた場合、あるいは指示したことと結果が異なっていた場合、ペナルティーを含めて業者への対処はどうなっているのか、これについての回答をお願いします。

続いての質問も職員の仕事に関する事柄であります。私は、戸数は比較的少ない状態にありますけれども、仲通区の区長を務めております。この結果、行政のいろいろな申請、これは区長名義で行うケースが多くなっています。また、小さな区であっても相互牽制を図る観点から、会計係を別に設けておりまして、預金通帳の名義、これは仲通区会計という役職名、それにプラス個人名、これが口座名になっております。

このように申請者の名義と補助金を受け取る預金通帳の名義、これが異なっていることから、たしか区の運営に対して支払われる行政事務運営交付金、これを申請する時だったかと思えますけれども、申請者としての委任状の提出を要請されました。申請書に振り込み先を明記して区長としての印鑑を押印してあるので、委任状を別途提出する必要はない

のではないかと主張しましたがけれども、申請人と受領者の名義が異なるので委任状が必要であると言われました。交付金の受け取りがおくると区に対して迷惑がかかると思い、委任状を提出した次第であります。

先般、敬老事業に関する説明会に参加しました。そこで、市からの補助金を銀行振り込みで受け取るに当たりまして、申請者と受領者の名前が異なるが委任状の提出は必要なのかということを質問したところ、必要ないという回答でありました。

そのほかに防犯灯の設置、あるいは修繕、こういったものにかかる補助金も同じケースでありながら委任状の提出を要請されておらず、先ほどの行政事務運営交付金、これのみが委任状が必要となった次第であります。

そこで質問でありますけれども、同じ市役所内でこのように対処が異なる理由と原因、これはどこにあるのか。どちらのやり方が正しいのか。私に言わせれば委任状は必要ないと断言してもよい問題ですが、回答をお願いします。

それから、3番目の質問でありますけれども、先般実施された衆院議員の選挙の結果、民主党が圧勝し、間もなく民主党政権、鳩山政権が誕生するわけですがけれども、マニフェストを見る限りでは、地方公共団体の行政執行に大きな混乱も予想されます。民主党政権の詳細はまだ発表されていませんけれども、子ども手当などが増額されたり、公立高校の学費無償化、あるいは生活保護の母子加算の復活、それに高速道路がただになるという、国民にとって大変よいことが実施される反面、特定道路財源の廃止など、マイナスの項目が発生することが予想されます。それに、むだ遣いをなくして16兆円以上の予算を捻出するとしていますけれども、指摘されているむだ遣いがどのような項目を指しているのか、今の段階では詳細がまったく明らかになっておりません。

いずれにしましても、予算は無尽蔵ではありませんので、プラスの面、よくなる面、こういった面が出れば、その見返りとしてマイナス面、悪くなる点が発生することは当然に予想されることであります。

それに、子ども手当といったものが増加する反面、配偶者控除が廃止されることによって、税額が多くなる人がふえたり、二酸化炭素を25%削減との目標を掲げているわけですがけれども、目標を達成するために家計費の支出が36万円ぐらい増加する、こういったことが予想されるということは、いわゆるマイナス面といえますが、我々にとっては悪くなる部分かなという気がいたします。

いずれにしましても、現状を変えるという理念のもと、多数の国民の支持を得て誕生する政権であります。人間の習性として、よくなることについてはだれも心配していません。よくなって当たり前という受け取り方かとも思います。反対に不安なこと、心配なこと、これは群馬県のダム工事のように、現在行われていることが中断されたり廃止になったり、あるいは今まで存在していたことがなくなったりすることです。

マニフェストにははっきり書かれてありませんけれども、国民、市民にとってマイナス

となることが少なからずあると思われます。悪くなることについては、こんなはずではなかった、あるいはこのほかにどんな面が悪くなるのかという不安が先立ちますので、不安を早目に開示することによって、不安を払拭することも行政の果たすべき役割ではないかと考えるわけであります。

そこで、質問でありますけれども、マニフェストから推察して、笠間市の今後の行政運営に当たり、どのような点がマイナス面で大きく変わるのか、現在進めている事業や実施を計画している事業で中断や廃止が予想されることなどを含めて、わかる範囲で結構ですので、回答をお願いします。

それに、ガソリンの暫定税率に相当する国からの交付金、これは昨年度でどのくらいの金額になって、その用途はどのようなものであったのか、あわせて回答をお願いします。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 総務部長小松崎 登君。

〔総務部長 小松崎 登君登壇〕

総務部長（小松崎 登君） それでは、鈴木（裕）議員のご質問、選挙ポスター掲示板の設置ミスと日常業務における遂行状況の確認についての中、選挙ポスターの掲示板のミスということについてお答えを申し上げたいと思います。

公営の選挙ポスター掲示板の契約に関しましては、8月30日に行われました衆議院議員選挙及び茨城県知事選挙、並びに友部、岩間地区におきましては、茨城県議会の議員補欠選挙に係るポスターの掲示板を一括して発注としたものでございます。

まず最初の、設置完了予定時期でございますけれども、これにつきましては、茨城県知事選挙が告示日が8月13日ということでございますので、8月12日までとしたところでございます。

それから、2番目の契約上の業者へのペナルティーについてでございますが、契約条項の中には、履行の遅延または業務の不履行につきましては、履行の請求、それから、必要に応じましては損害賠償の要求ができるということになっているわけでございます。

しかし、今回の設置ミスにつきましては、発注場所が一部変更になったのを発注者側、いわゆる選挙管理委員会側が誤って変更前の図面を業者に渡してしまったという、そういったことによりまして、一部の地域の設置場所が相違が出てしまったということでございます。

8月13日の知事選挙の告示日に、候補者側からの連絡によりまして判明いたしまして、そのため直ちに業者をお願いをいたしまして、8月13日じゅうには正規の場所への設置をしたところでございます。

これらの事態に関しましては、各候補者に対しまして大変ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとともに、今後はこのような事態が二度と起こさないよう、徹底をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、民主党政権における市行政側のマイナス面はということでございます。

民主党政権誕生によりまして、市行政を執行する上でマイナス面はどのようなことが想像されるかというご質問でございます。同党のマニフェストを見ますと、公共事業の見直し、それから、公立高校の授業料無料化、後期高齢者の医療制度の廃止など、それから、農家の戸別所得の補償制度などの創設、さらには中小企業の法人税率の引き下げということで、多くの政策が挙げられているわけでございます。

しかしながら、政策の実施方法や国の地方への一括交付金などの詳細につきましては記載がございませんので、マイナス面を語るのはなかなか難しいと考えているわけでございます。

今回の政権交代によりまして多くの制度が変わると思われましても、市民の混乱、それから、不利益になることことがないよう、国の動向に注意を払いながら必要に対応していかなければならないと考えているところでございます。

それから、ガソリンの暫定税率が廃止されると思われるが、昨年度の笠間市の交付金の額はということでございます。

ガソリン税や自動車取得税などの暫定税率の廃止によります笠間市への影響額でございますが、平成20年度決算で計算いたしますと、自動車取得税の交付金、それから、地方道路譲与税、自動車重量譲与税、これらを合わせますと6億4,502万円でございますけれども、このうち暫定税率分は3億237万2,000円ということでございます。これらの収入につきましては、一般財源として広く利用をいたしていたところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 会計管理者光又千尋君。

〔会計管理者 光又千尋君登壇〕

会計管理者（光又千尋君） 6番鈴木（裕）議員のご質問にお答えをいたします。

行政区への補助金など支払いの際、委任状の提出の相違についてでございますが、申請者名と受領者名が違う場合は、原則として委任状の提出が必要でございます。行政区は市の規則上に規定されている団体であることから、申請者であります代表者の区長名と、受領者であります方の預金通帳口座名義が違う場合には、受領者の口座名義の個人名の前に「何々区」などと行政区名が記載されており、当該行政区のものと同じと判断できる場合には委任状は不要とし、それ以外、個人名のみの方は委任状を提出していただいているところでございます。

鈴木（裕）議員ご質問の委任状提出の異なる件につきましては、一部担当課職員の誤りにより委任状を提出させてしまいました。今後も事務処理が適正に行われるよう周知徹底を図ってまいります。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 2回目の質問に入ります。

まず、選挙ポスター掲示板の件ですけれども、一般の市民の方への実害、これはほとんどなかったと思われまして、私の質問の趣旨、目的、それは別のところにありますので、掲示板の設置そのものに関しては、これ以上の質問はとりやめ、話の角度を変えて質問をいたします。

私がこのような職員のミスについて質問をいたしますと、市長は多分職員を叱責するのではないかと思います。また、私から直接職員に注意することでも問題は解決したことであります。しかしながら、私はあえてこの一般質問で取り上げました。

それは、ことし3月の一般質問で、庁舎内での盗難事件に関し、私はトップから指示された事項が末端まで確実に実行されているかどうか、この確認がおろそかになっているということを指摘いたしまして、どのように改善徹底するのかという質問に対しまして、担当部長は、ふだんから徹底を図っており、新たな手段は必要ないという旨の回答でありました。にもかかわらず今回の事例であります。確認が行われていなかったのであります。私自身を含め、確認が徹底されているかの確認が行われていなかったのであります。

ポスター掲示板の設置に関しましては、私が住んでいる地区を見てみますと、掲示板が設置されたのは、たしか知事選挙告示の前日、それも遅くだったと思います。指示した日時までに設置されたのかどうか、さらに指示した場所に設置されたのかどうか、この確認が全く行われていなかったとしか言いようがないのであります。この二つのミスが原因かなと思われまして。

確認すること、これが徹底されなければ、同じようなミスは幾らでも発生し、住民に迷惑がかかります。一つのミスでも行政の不信、これを大きくさせてしまう、これは職員の皆さんもいま一度胸に刻んでいただきたいのであります。

前にも話をしたと思いますが、私はかつて証券会社に勤務していました。その退職後の話です。株式は通常1,000株が売買の単位となっております。ごくまれに少数銘柄が100株あるいは1株の売買単位となっております。ある証券会社が、5株だったと思いますが、売り注文を出すべきところ、5,000株と売買単位を間違えて注文を出しました。このために予定以上に売却した株式を買い戻したことから、一瞬、ほんの一瞬です、一瞬にして数十億円の損失を発生させてしまったのであります。また、私が勤めていた会社、これは証券会社の中でも中堅で、資産内容は優良な会社であったのでありますけれども、確認すべき人物が確認を怠ったために320億円という資本金に近い損失が生じ、三流企業、四流企業になってしまったと。数多くの社員の生活設計にも狂いを生じさせました。その確認を怠った人物は解雇されて退職金はなし。その後、行方しれずという状態であります。

話は若干逸れましたけれども、そこで改めての質問です。日常の業務において、指示事項が徹底されているかどうか、実行に移されているかの確認、これをどう改善していくのかについて、改めて回答をお願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長公室長 青木 繁君。

市長公室長（青木 繁君） 6番鈴木裕士議員の質問にお答えいたします。

役所内の日常業務における指示事項の確認の改善についてお答えをいたします。

日常業務における指示事項の確認は、それぞれのセクションの所属長が業務上重要と思われる指示命令事項につきましては、それぞれの決裁を介して確認を行い、また、一般的な指示事項につきましては、勤務開始前に実施しております朝礼や打ち合わせ、それから、庁内ネットワーク等を活用し、確認及び認識の統一を図っているところでございます。

指示事項の確認において最も重要なことは、職員一人一人が法令の定めに基づき、上司からの職務命令や指示事項を遵守することにあります。これにつきましては、職員研修等をあらゆる機会をとらえまして報告、連絡、相談、いわゆるホウレンソウの励行、それから、指示された事項をメモやチェックリストに記録することの重要性を再確認させ、所属長に記録された指示事項の進捗状況の確認をさせることにより、日常業務が確実に履行できる職場づくりに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 3回目の質問でありますけれども、質問の2番目にいたしました委任状の問題、これも委任状の問題だけならば些細な事柄であって、一般質問で取り上げるようなものではありません。この点につきましても、最初の選挙ポスターの掲示板問題での確認と同じように、問題の根が深く、氷山の一角という言葉がありますように、ほかに同じような例があると思われ取り上げたものであります。

古くなりますけれども、18年9月の一般質問で職員の仕事の互換性、つまり一つの仕事を数人でこなせる体制、これをつくる必要があることにつき提言と質問をいたしました。山口市長からも互換性を持たせる必要がある旨の回答がありました。

ここでは具体例を取り上げませんが、市長から回答があったにもかかわらず、市役所を訪れて1回で要件が済むのは、まだ半分にも満たないのではないかという感じで私は思っております。一つの課の中、一つの部の中、さらには庁舎内で互換性を十分に持たせれば、先ほど述べたような違った処理はおのずと解消されます。

やはりことし3月の一般質問で庁舎内の内部監査体制を設けるべきと発言いたし、担当部長から、国の指針づくりにあわせてとの回答で、必要性、緊急性を余り感じていない様子でありました。仕事の互換性が確立していて、内部監査体制ができていれば、今般指摘しましたような庁舎内における処理方法の違いは防げたと思います。

そこで質問でありますけれども、仕事の互換性を持たせるために具体的にどのようなことを行っているのか、担当部長から、また自分自身を第三者的立場からチェックしてサービスの改善あるいは事故の防止、こういうものを図るためにより組織をつくり上げるため

に必要と私が考えている内部監査制度、これの設置についてどう考えているのか、できれば市長から回答をお願いします。

それから、山口市長の任期、残すところ6カ月、残りは8分の1に迫っております。約4年前、四つの理念のもと七つの公約と申しますが、約束を掲げて立候補され、市民の負託を受けて市長に就任されました。

任期中、経済環境、ひいては税収環境が好転しない中、市の財政運営や行政の執行、特に約束事の実行面では相当苦労されたことがうかがい知れます。市長の四つの理念、「公平公正なひとつのまちづくり」「住民との対話、連携協働」、それから「開かれた市政、情報公開」、それに四つ目の「行財政改革の断行」、この四つに共鳴する部分が多い反面、約束事項である畜産試験場跡地の有効利用、企業誘致の推進、これは結果的に成果がゼロであったかと思えます。そのほかにも約束を達成できたのか判断に苦しむ点も多いのでありますけれども、公約の実行度合い、これは学校の試験のように数字であらわすことができませんから、主観が大きく影響するものであります。

市長が掲げた約束事の中で「日本一の文化観光都市づくり」や「未来を担う人づくり」など、4年というサイクルで見た場合は、掲げることそのものが明らかに無理な点もあったように思われます。

一方、先般決算特別委員会が行われ、質問事項を整理していたときにわかったのでありますけれども、18年度に比べて市債の発行残高が約1億円増加しているにもかかわらず、支払利息そのもの、これが1億円減少しております。さらには受取利息が昨年比1,000万円近く増加しておりました。また、自治体の通信簿ともいえる各種指標の中で、中でも財政力指数や経常収支比率など重要な指標は、大きくとは言えませんが、改善されていることなど、軸足を固定して周りの動静に余り左右されることなく取り組んできたものと、私は評価しております。

きのうの大関議員からの質問で、市長はこれまでの主要な施策と今後の抱負を述べられました。私の質問も若干類似点がありますが、せっかくの機会でありますから質問いたします。

任期の8分の7に達しようとしている今の時点で、ご自身の足跡を省みられたときに、約束事の実行度合い、これは100点満点とすると何点になるのか。

それから、これまでに特に力をそそいでいた項目と申しますが、施策、それに成果を上げたと思われる項目、それに、もし約束の実行がおろそかになったという点があれば、その事項とその理由をお聞かせ願います。

以上です。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（裕）議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思

ます。

役所のいろいろな制度と民間の制度というのは若干違いがあって、鈴木（裕）議員の民間の経験が、すべて役所に当てはまるということではないかなと思いますけれども、ただ、民間の発想というか、そういう民間の厳しさ、そういうのをもって役所の仕事を行うということは、私も全く同感でございます。

役所の仕事の中でいろいろな、制度とかいろいろなものがありますけれども、いかに緊張感を持って行っていくかということが、私は一番重要だと思っています。ただ、この緊張感を持たせるのに、具体的にどうするかということになると非常に難しいところもございしますが、その緊張感を持たせるような取り組みというのは必要だと思っております。

一つには、私が、叱責はしていませんけれども、指導はしてはいますけれども、それは徹底していきたいなと思っております。

それと、内部監査制度についてのご質問でございますが、議員おっしゃるように、21年の第1回の定例で、国の動向を踏まえて検討してまいりたいと答弁をしております。その後の状況でございますが、地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会より報告書が出されまして、その中で、地方公共団体は内部監査制度の整備運用を行うことにより、不適正な事務処理の改善、法令等の遵守、業務の有効性及び効率性が向上して、住民から信頼される地方公共団体を実現することということが書かれております。ただ、留意点も幾つか明記されておりまして、その留意点の中では、内部監査制度というのは、全く新しい制度とか組織をつくるのではなくて、現在の法令、条例など多くのルールに基づき業務を執行し、内部統制をしていくんだという考え方も示されております。

これらの内部統制の整備運用を総括する部署が、見直しを怠ったことになるのかと、それとも必ずしも新しい部署を置くことが必要なのか含めて考えますと、私は既存の部署をきちんと機能させることが必要ではないかと思っております。

そのような考えのもと、内部統制につきましては、内部監査の新しい部署なり制度を設けるというよりも、既存の制度の中でしっかり運用していくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、私のこれまでの市長としての活動について幾つか質問がございましたが、答弁させていただきたいと思っております。

私の約束事に対する、百点満点で何点かということでございますが、なかなか自分で自己評価するのは非常に難しいので、鈴木（裕）議員に点数をおつけいただければなと思っております。

次に、力を注いできたといいますが、取り組みをしてきた点でございますが、昨日も申し上げましたように、三つが一つになったわけでございますので、私は笠間は一つということの考え方のもと、3地区のバランスを考えた施策や料金や団体等の統一をし、都市基盤整備、また少子化対策、行財政改革、こういうものに取り組んできたところでござい

ます。

自分で成果を上げたという申し上げ方はいたしません。取り組んだものとしては、デマンドタクシーかさまの運行や幹線道路の整備、友部駅や周辺整備や岩間駅の着工、市民センターいわまや小中学校の新築、さらには耐震化、また少子化対策等に取り組みをさせていただいたところでございます。

行政改革につきましては、指定管理者制度の導入や民間への業務委託、定員削減、そういうものに取り組みを行ってきたところでございます。

次に、約束が思うようにいかなかった点、これは鈴木（裕）議員からもご指摘をいただきましたけれども、畜産試験場の有効活用になかなか至っていないと、茨城中央工業団地の工業団地への、これは県の施設とはいえ市も努力するのは当然でございますが、企業誘致がなかなか思うようにいっていないという点は、また改めて積極的に対応していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 6番鈴木裕士君の質問を終わります。

次に、13番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

13番（萩原瑞子君） 13番萩原瑞子でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

一つ目の笠間地域における雨水幹線の整備につきましては、前の鈴木（貞）議員の答弁をお聞きいたしまして、全体的に早急に改修整備していくとのご答弁をいただきましたので、その様子を見守っていききたいと思っております。しかし、その中でも1点に絞って質問をさせていただきたいと思っております。

ここは合併前より問題になっておりました下市毛地区4312番地、4313番地周辺の西側にあります雨水幹線が水戸線の下を通っております。ここは線路の下ということで、そこに行きますと急に狭くなっておりますので、雨水が地域住宅地に浸水するということがあります。

今までもここは何回となく床上・床下浸水をしております。線路下の幹線ということで、早急に整備し、市民の安全を守っていただきたいところではありますけれども、何せ相手側が水戸線、そしてJRということですので、その対応をどのようにされてこられたのか、そしてまた今後されていかれるのかをお伺いいたします。

次の二つの質問は、私は政務調査費を利用させていただき、研修、調査をしてまいりましたことをもとに、我が笠間市としての取り組みを質問するものであります。

非核平和都市宣言の市民周知についてでございます。

私は去る8月6日、広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式に参列し、原爆犠牲者の御霊に心から哀悼のまことを捧げ、核兵器のない世界の平和を強く心に抱いてまいりました。

当市におきましては、平成18年9月合併後早々に、笠間市として非核平和都市宣言をいたしました。1945年8月に広島、長崎へ原子爆弾が投下され、数多くのとうとい命が奪われ、一瞬にして廃墟化されました。そして、今、隣国の北朝鮮は核を保有していると主張し、他国を脅かしている状況です。原子爆弾の恐ろしさをだれもが認識し、核兵器の廃絶と軍縮を目指し、常に意識の高揚を図ることが大切だと思います。笠間市として誇れる非核平和都市宣言を今日までどのように市民に周知されてこられたのでしょうか、また、今後どのようにして推進されていかれるのか、お伺いをいたします。

次に、平和市長会議への加盟についてお伺いをいたします。

広島市議会事務局を訪問し、8月6日の平和式典前の大変お忙しいさなかでしたが、式典担当の市民活動推進課長の篠原富子さんからお話を伺うことができました。その折、平和市長会議への加盟を市長さんにぜひお願いしていただきたいとの申し入れがありました。

平和市長会議とは、広島、長崎の原子爆弾による悲劇を二度と地球上で繰り返されることのないよう、核兵器のない平和な世界の実現を目的とする趣旨に賛同する世界の市長が連帯する組織であります。この会議は昭和57年から行われており、8月3日現在の加盟都市数は3,050都市であります。世界が一つになって核兵器のない平和な世界をつくっていくことは重要であると考えます。非核平和都市宣言をしている笠間市長として、8万市民の代表として、平和市長会議に加盟し、世界の平和のために積極的に取り組んでいただきたいと思います。市長のご所見をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、13時零分に再開します。

午前 11時51分休憩

午後 零時59分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 萩原議員の質問にお答えをいたします。

平和市長会議に加盟し、笠間市からも世界平和を発信していくべきではないかについてのお答えでございます。

平和市長会議は、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画に賛同する世界各国の都市で構成された団体ございまして、国連のNGOに登録され、本年9月1日現在、世界134カ国、地域3,104都市が加盟し、国内においては388の都市が加盟している団体でございます。

特にことしになりましてからは、アメリカ合衆国のオバマ大統領が核軍縮・不拡散に関

する包括的な戦略で核兵器のない世界という遠大な目標を打ち出したこともあり、多くの都市の参加が行われるようになったことも事実であろうと思います。

私は、平和会議に加盟の有無をもって、平和を願っているとか、願っていないとか、核軍縮を願っているとか、願っていないとかを区別するべきではないと思っております。私も萩原議員と同じように核軍縮、平和を願っている一人であると思っております。また、世界平和及び核のない世界を願う気持ちを持つことは、すべての国民に必要であると思っております。

しかし、一方で現実的には核拡散防止条約で核兵器の保有が認められた国であるアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の5カ国のほか、インド、パキスタンが核兵器の保有国であるといわれ、イランと北朝鮮においても核兵器の開発が行われております。現時点では専門家の中では核抑止力が一定の効果があることもいわれております。核兵器の廃絶については、まず世界の核保有国同士の話し合いが重要であり、国の役割として担うべきものであると思っております。

平和市長会議の趣旨については、趣旨そのものは十分理解するところでありますが、現時点では笠間市が宣言しております平和都市宣言の趣旨を市民にPRすることや、市民とともに恒久的な平和をともに祈り誓うことが重要ではないかと思っております。

以上です。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） 13番萩原議員のご質問にお答えいたします。

J R水戸線の冠水箇所の対応と今後どのようにするのかとのご質問でございますが、議員ご質問の箇所につきましては、今回の集中豪雨での冠水地域でもございますので、お答えさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘の下市毛地区のJ R水戸線を横断する佐白都市下水路の改修につきましては、旧笠間市のときから懸案となっておりました箇所でございます。旧笠間市のときに、この部分の改修をすべく、平成15年度に調査、検討を行いました。

その具体的な改修案といたしましては、片方を掘り下げる工法でJ R東日本株式会社水戸支社と計画、協議を行ってまいりました。しかしながら、笠間市の案では構造上の問題からJ R側と協議がまとまらず、事業化には至らなかった経緯がございます。

本市といたしましては、引き続き本地区の雨水による浸水対策の具体的検討を行い、問題解決に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

〔市長公室長 青木 繁君登壇〕

市長公室長（青木 繁君） 13番萩原議員の非核平和都市宣言の市民への周知について

お答えいたします。

笠間市における非核平和都市宣言につきましては、平成18年9月第2回の定例会におきまして、市民有志386名の陳情を受けまして、笠間市議会13名の議員提案として提案され、全会一致により決議されたものであります。

日本は世界で唯一の被爆国であり、国として全世界に向けて核兵器廃絶を訴え続けることが必要であり、平和を保つことは何よりも大切であると認識をしております。世界平和の願いは人類共通の願いであり、市といたしましても、平和行政を推進する上で平和のとうとさを市民に深く理解していただくことが重要であると考えているところでございます。

ご質問の件につきましては、市としましては今までに市報及びホームページに掲載を行うほか、毎年8月の戦没者追悼式において非核平和都市宣言の紹介を行っております。

今後につきましても、市報やホームページを通じまして、その周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

議長（市村博之君） 萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） それぞれありがとうございました。

市長のお考えはよくわかりました。

今、市長から、非核平和都市宣言のPRを市民にしていく必要があるというお話で、その中で市報とかホームページでされているというお話をいただきました。この平和市長会議というのは、ホームページに全世界の都市のどこが加盟しているかが、全部ホームページでわかるのですね。茨城県では、9月8日現在で水戸市、つくば市、古河市、守谷市、北茨城市、取手市、那珂市、東海村、下妻市、坂東市、銚田市の11市が今のところ加盟しております。

こういったところを市民がホームページでチェックするときに、うちの市はどうなっているんだろうかということで見たときに、あら、笠間ってないんだなという認識で、ちょっとがっかりするのではないかという思いが私はいたします。

それで、先ほどからお話しておりますとおり、笠間市としての都市宣言第1号というが、唯一の都市宣言は非核平和都市宣言ただ一つなんですよ。ということは、本当に私は世界の平和、先ほど市長もお話がありましたけれども、その平和を願って、すべての平和から私たちは成り立っているんじゃないかと思っております。

合併する前の友部町の役場の前には、多分この都市宣言と同じような内容だったと思うのですけれども、庁舎の前に大きな立て看板があって、私もそこを通るたびに、ああ友部というのはこういうことを皆さんで意識を持っているんだなということをいつも思っていたのです。我が笠間にはありませんでしたので、友部ってところはいいんだなと思って通っていたこともありましたので、この唯一の都市宣言をぜひ、看板を立てるとまでは言えませんが、どうにかして皆さんがもう一度、常に心の中に理解しているような取り組みをしていただきたいと思います。

それと同時に、平和都市市長会議に市長もぜひ入っていただいて、笠間市の代表として意識を持ってもらいたいなと思っておるのですけれども、この内容は、会費は別に要らないのですね、既にご存じだと思っておりますけれども。それで、総会というのが4年に1回あるということで、この市長さんたちが1カ所に集まって同じ意識の統一を図っているのだらうと思うのです。

というのは、私、先ほどお話ししましたけれども、広島の慰霊祭に参加させていただきまして、その後に原爆記念館を見てまいりました。ここを日本人は一度、日本人といわず一度見ていただきたいなと思っております。特に行政に携わる皆さんは、何万人もの市民を預かっているのですから、あそこを見て、原爆というものが人にどれだけの被害をもたらしたかということを見ていただくと、本当に一つ一つ正視するような状況にありません。どうぞ休暇はたくさんあると思いますので、その休暇を利用して一度はごらんになっていただきたいなと思っております。

ということで、市長は2期目も、来年4月に行われます市長選挙に挑戦していただくということですので、ぜひこれから長い目でかんがみて、平和市長会議にぜひ加盟していただきたいと思っております。くれぐれも広島市の担当の方からお願いしていただきたいということで、私も直接室長の方をお願いをしておきましたので、もう一度ご確認いただきたいと思っております。

それと、笠間地域における雨水の冠水の問題ですけれども、先ほど鈴木（貞）議員ので全体的なことはわかりました。下市毛地区のこのところというのは、本当に今回の大雨ばかりでなくて、ある程度の雨が降るといつも浸水するところなのですよ。それで何年前にも、合併する前で恐縮なのですけれども、やはり何とかしなければいけないだろうということで、水戸線を動かすのは並大抵じゃないということもありまして、あそこにポンプを設置したので、それからポンプアップで水を送るから大丈夫ですよということも私言われていたのですね。でも雨が降っているときに、ポンプアップってどの程度出のかな、できるのかなと不思議に思っていたのですけれども、今回、やはり全然そういいた機能も多分果たさなかったのだらうと思っています。

雨が降っているときの流れというのは、本当にひどいんですね。私も生まれ育ったところが那珂川縁でしたので、この洪水というものには本当に何回となく遭っていました。その悲惨さ、それというのは本当に遭った人でないとわからないのですよ。

先ほどの鈴木（貞）議員の質問でしたか、何かすごく大きな重いものまで水の力で持ち上げられてしまうということなのですけれども、本当に水の力というのは、その当事者でないとわからないと思っておりますので、ぜひ水戸線JRとよく話し合っ、早急にここは対処すべき問題だらうと思っております。これは市長によるしくお願いして、速やかに対処していただきたいと思っております。

それと同時に、笠間稻荷門前通りの整備計画策定事業が今行われていると思っております

けれども、これも門前通りの道路から見直すということだと思っております。そのときに、門前通りというのも、商店が昔からの商店で、お店が低くなっていますので、すごくお水が入ってしまうのです。ですから、道路計画のときに、ぜひ排水という、雨水ということも念頭に置いて計画していただきたいと思います。今後の取り組みを見守っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わりいたします。ありがとうございました。

議長（市村博之君） 13番萩原瑞子君の質問を終わります。

次に、15番上野 登君の発言を許可いたします。

15番（上野 登君） 質問をする前に、笠間市も合併して3年半を経過しました。合併後の大変難しい時期、山口市長には公平・公正、住民との市政懇談会など堅実な行政手腕に対し、まずもって敬意を表したいと思います。

市長は他市町村に先駆けてスーパーレジ袋の廃止など、率先して行動を起こしてきましたが、今回の畜産試験場の跡地の件については、慎重に対応しているなという感じがいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

医大誘致で市の活性化を。2番目には、新型インフルエンザの対策は。3番目、高齢者人材の有効活用について。4番目には茨城県中央工業団地（笠間地区）について。5番目、旭町の地下排水路について。この5件について質問をしたいと思います。

まず、畜産試験場跡地の医大誘致の件については、きのう、きょうとお二人の方からも質問がありまして、質問することがほとんど質問されましたので、私は違った角度で質問をしたいと思います。

試験場跡地は笠間市の中央、並びに茨城県の中央に当たり、交通の利便性のよい広大な県有地、一部国有地であります。また、県立病院が二つも近隣にあり、茨城県の医師不足の不安解消のためにも、ぜひ医大誘致をする価値があるのではないかと考えるが、ということでございます。

私は、畜産試験場跡地、中央工業団地笠間は10年前後放置され閉塞感を感じております。両方とも笠間市の中央にある友部にありまして、現在の友部には特筆するものが何もないのではないかという気がいたします。笠間市の市のバランスから言いますと、笠間市の活性化と発展をするために、ぜひともこの畜産試験場跡地に医大誘致をすることによって、笠間市が起爆剤となりまして、県と一体となって医大誘致をしたらどうなのかなという気がいたします。

事を起こさなければ何も始まらない、ということわざがございますが、市長の政治手腕に期待をして、この質問は終わります。

2番目の新型インフルエンザの対策について。

8月28日、厚生労働省から今後の流行シナリオが発表されました。10月からピークを迎

え、2,555万人（国民5人に1人）が発症し、38万人が入院、重症者が3万8,000人、特に乳幼児（5歳以下）は脳症が心配され、妊婦や高齢者、基礎疾患を持っている人も要注意すべきとのことである。

最初は4月に豚インフルエンザとして発見され、感染力は強いが症状は軽いといわれていた。しかし、8月末時点でアメリカや中南米を中心に2,000人以上、現在は3,000人以上になっておりますが、死亡者が出ているということでございます。そこでお伺いをいたします。

笠間市の新型インフルエンザの現状は。

2番目といたしまして、保育所や小学校での予防や感染時の対策は。

3番、高齢者人材の有効活用について。

今は少子高齢化時代であり、これからも年々高齢者が増加する。働きたい人はシルバー人材センターやパートで元気に働いている。また、農家の高齢者は頑張って農業を支えている。趣味や家庭菜園で楽しむ人もいる。何らかの形で社会にかかわり貢献したいという人もいる。そこで何う。

1番としまして、8月の北川根での市政懇談会で、市長が、ある方の相談に、ボランティア登録構想の話をしました。ボランティア登録構想とはどのようなものか。

2番として、その実施時期はいつからやるのか。

4番、茨城中央工業団地（笠間地区）について。

多くの市民、地域の方々が期待をしていた株式会社イオン進出が、残念なことに取りやめになった。その後、予定地18ヘクタールの北側に1.6ヘクタールの調整地（ため池）を県がつくるが、進出する企業があるのか伺いたい。

5番、旭町の地下排水路について。

昨年9月の定例会での私の質問に対し、国、県の関係機関と調整するという回答だったが、その後、どのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 上野議員のご質問にお答えをいたします。

この件は既に須藤議員、鈴木（貞）議員からご質問いただいております。そういう中でダブってしまうかもしれませんが、まず、医師の研修制度が変わりましてから、特に地方の医師不足というものが大きな課題になっております。しかし、医師の研修制度が変わるまでは、変わった後のデータを見ますと、この医師不足の最大の理由というのは、私が思うのには、昭和56年から平成19年まで医学部の定員が抑制されてきた。抑制というよりも定員が減少してきたというようなことがあったわけでございます。25年間ほとんど定員がふえていないというか、減っているという状況が、一つの今の医師不足を招いてい

るのかなと私は思っております。

そういう中で平成19年から20年に、これは私のデータですが、168名の医学部の定員がふえております。20年から21年、この21年度では全国で77大学で693名ふえております。ただ、77大学で693名と言いますと、1大学医学部当たり10人にも満たないという現況があったわけございまして、そういう中で医学部の誘致、新設というのは現実的には非常に難しい状況があったということございまして。

ただ、そういう中で、昨今の政治状況の変化や医師不足に対する大学の定員枠の拡大等の国民的な要望がありまして、民主党政権では医師の養成数を1.5倍にするとか、さらには知事選で、それぞれ医科大学の誘致に取り組むということが掲げられてきたわけでございます。

私としては、今後も県と連携をとりながら、利活用策の選択の一つであると考えておりますので、取り組みをしてまいりたいと思っておりますが、県の方でも平成18年の1月に、これは医学部というよりも医療技術者を養成する、例えば臨床検査技士だとか看護師とか、そういう大学、短大、専門学校約103校を対象に、ちょうど3年前ですね、アンケート調査をした事実がございます。その中では、103件で33件のお答えが返ってきておりまして、その中で養成機関をつくってもいいというのは2校あったわけございまして、その2校についても当時計画で終わってしまったという経緯がございます。

それから数年たって社会状況が変わっておりますので、医学部を誘致するという願いは十分わかりますが、実際医学部をつくる大学や医療技術者をつくる専門学校とか、そういうことがあるのかなのか、全く全国の大学でないのに誘致活動といっても、なかなか結果が出ないところもございまして、まずそのニーズをつかむことが必要であるとは考えておりまして、先般も答弁をさせていただきましたように、アンケート調査を実施してみたいなということございまして。

もう一つ、ボランティア制度についてのご質問でございます。

この件に関しましては、北川根小学校での市政懇談会の中で、いわゆる高齢者や定年退職された世代の方々が、みずからの経験や知識を生かして社会に貢献したいという希望を持っている方が大変多いと、そういう方をうまく市の行政の中でご協力をいただきながら、活用していく方法がないかという質問があったと記憶しております。

私の考えをその中で、構想としてというか、私自身の考えとして申し上げさせていただいたことがございまして、それを改めてお話をさせていただきたいと思っております。ただ、現在、ボランティアについては、まちづくり出前講座の市民講師や社会福祉協議会、さらにはシルバー人材センターなどでも、登録制度が設けられてご活躍をいただいているところがございます。

私の考えるボランティア登録構想とは、これらのものをすべて一元化できないかというイメージで考えております。ボランティアと一口で言っても、その形態や活動内容は非常

に幅広く多岐にわたっておりまして、高齢者だけでなく、市民の皆さんが協力できる、もちろん福祉やスポーツ、文化やいろいろな分野別に登録をしていただき、積極的に活動やイベントへの参加ができるような登録制度の仕組みづくりができれば素晴らしいなと思っております。

一方で、ボランティアと言いましても非常に限界もございますし、ボランティアをすることの魅力アップということも必要でございますので、例えばボランティアの登録制度の中に、活動を行うことによってポイント制が得られて、そのポイントが何かの有効活用できると、そういう制度を取り入れたようなボランティア制度ができればいいのではないかとこの構想をお話させていただいたところでございます。

そういう構想の段階でございますので、実施時期についてはまだ未定でございますし、現在行うボランティアの登録制度で実施しております社協や各シルバー人材センターとか、そういうところとのもちろん調整も必要でございますので、まだ具体的な実施時期は決めてはおりません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 新型インフルエンザの関係でございます。

笠間市の新型インフルエンザの現状はというご質問でございますが、市内の状況でございますが、新型インフルエンザの発生状況のうち、個人の発症状況は7月23日以降、国のサーベイランス調査監視が集団感染のみに行うことになったため、個人の発症状況は現在はほとんど把握できない状況でございます。

また、最近の集団発生状況でございますが、社会福祉施設佐白の館で8月10日前後に12人が発症しました。その他、放課後児童クラブや部活で自主休業が2件ありました。

9月1日以降の市内での集団発生の確認はされておられません。

次に、保育所、小学校の予防や感染時の対策でございますが、これまでも季節性インフルエンザの感染予防として取り組んできました、うがい、手洗いの実施、また日ごろよりの十分な栄養と休養をとること、せきエチケットの徹底を児童生徒に対し指導していくとともに、各家庭において体温測定など健康観察をお願いしております。

また、保育所や学校におきましても、毎朝健康観察を行い、児童生徒の体調管理を行うとともに、児童生徒及び教職員に対しましては、体調が悪い場合には無理をせずに早目にかかりつけ医等への医療機関へ受診するように指導し、感染の予防に努めております。

なお、感染予防の一環として、加湿器の設置をされていない学校、保育所への加湿器の設置を図ってまいります。

次に、感染時の対策でございますが、まず、保護者からの保育所、学校への連絡を速やかにしてもらうことを徹底し、正確な情報収集を行い、市の対策本部、保健所等関係機関

へ報告を行います。さらに、原則として保育所等の同一施設や学校などの学級または部活単位等の同一集団において7日間以内にインフルエンザによる症状により2名以上の欠席者が発生した場合には、保健所の助言を踏まえて、状況に応じて当該集団の休業や学級閉鎖、部活動停止措置を行い、集団感染の拡大防止に努めてまいります。

また、教育委員会におきましては、8月末に市内の公立・私立幼稚園長、小中学校長と新型インフルエンザ対策についての話し合いを行い、9月1日付で保護者に対し、新型インフルエンザの感染予防についての通知をして家庭での協力をお願いしております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長公室長青木 繁君。

〔市長公室長 青木 繁君登壇〕

市長公室長（青木 繁君） 15番上野議員の質問にお答えいたします。

イオン株式会社の進出撤退後、予定地18ヘクタールの北側に1.6ヘクタールの調整地を県がつくると進出する企業はあるのかとのご質問でございます。

現在、幾つかの問い合わせはあるものの、進出を前提に調整を進めている企業はないと聞いております。

県といたしましては、このような厳しい経済状況の中においても、北関東自動車道の東北自動車道までの開通と、高崎までの全線開通を間近に控えまして、基盤整備の調整地等の整備を進め、できるだけ早い時期に進出企業を確保し、分譲できるよう努めていくことになっております。

市といたしましても、県と連携を図りながら、引き続き企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

〔都市建設部長 橋本雅晴君登壇〕

都市建設部長（橋本雅晴君） 上野議員のご質問にお答えいたします。

旭町地内の地下排水路の調査の件につきましては、早期に所管窓口の確定を図るため、茨城県の農政企画課を窓口といたしまして、国の関係部署であります農林水産省や財務省の出先機関の水戸財務事務所などへ出向き、地下排水路の経過を含めた当時の状況の説明を行い、今後の対応について協議をしてまいりました。しかしながら、関係機関と延べ11回にわたり協議、調整を諮ってまいりましたが、国有地を払い下げて約50年以上経過している状況下では、当時の資料も乏しいため、所管の確定には至っておりません。

今後とも協議調整を図り、所管の確定を早急に進めるため、国へ直接陳情してまいりたいと思います。

議長（市村博之君） 上野 登君。

15番（上野 登君） インフルエンザ対策の件ですが、新学期が始まると感染が急増

されるといわれておりましたが、笠間市ではどうなのか。水戸市では始業式はクラスごとで、全体集会としないという感染予防対策をしていると聞いております。これからがインフルエンザの発生がふえる時期に入るわけですが、決してあなどってはいけないと思っております。予防には十分に力を入れるべきだと考えておりますが、先ほどいろいろ対策をしているという話を聞きましたが、これからも今まで以上に感染予防対策をすべきだと思いますが、どうか。

3番目の高齢者人材の件ですが、市長から今、市長の考えだと、現時点ではまだ取り入れる段階ではないという話ですが、退職者や高齢者が増大する中で、たくさんの方がいろいろな社会に貢献したいという方がふえてくるものと思っております。一刻も早くその構想を実現するように努力していただきたいと思っております。

4番目、流通センター用地の件ですが、地元の人々が働く場所とか、地域の整備やまちの発展、バラ色の未来を夢見て応じた多くの地権者は、現在は荒れ放題という、本当に悲しい状況でございます。買収されて10年以上経過しておりますが、県でも市でも努力はしているとは思いますが、橋本知事も認める、用地の価格が現状では平米3万円というのではちょっと難しいのではないかという気がいたします。

いずれにいたしましても、市はこれまで以上に県に早期企業誘致を強く要望してほしいと思っておりますが、よろしく願いをいたします。

5番目の件ですが、地下排水路の件でございます。担当者の努力は非常に認めますが、今後も努力し、国や県の責任分担を明らかにし、現状調査をすべきだと思います。

年数もたっておりますので、事故があった場合には、これは市の責任を問われると心配しているわけですが、大変な交渉ではございましょうが、何とか県や国と十分に話し合いをして、理解をしてもらって、責任分担をして現状の調査から始まっていただきたいと思っております。その点で執行部の姿勢をお聞きしたいと思っております。

2回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 新型インフルエンザの件でございますが、今後もうがい、手洗いの実施、そういったインフルエンザの感染防止ということで、市民に対して周知徹底を図っていきたいと考えております。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 学校関係の取り組み、感染防止について、私の方からお答えいたします。

確かに今、学校では、幼稚園を含めて、保育所もそうですが、一生懸命感染防止に努めております。先ほどお話がありましたように、本市でも始業式を、全体を集めないで実施した学校もでございます。

現在では、先週1名小学校で、それから、今週1名幼稚園で感染が疑われる子がおりま

す。すぐ休ませて、当然、他に移さないということ、まだ幸い2人目となっていないので、集団での、そこでの登校停止みたいな形にはなりません。これから、小学校はただいま運動会の練習等で大変集まる機会もあり、中学校はこれから新人戦があって、体育の大会があります。そういう学校行事、それから、地域の行事、部活動の行事等が、普通の学校生活に入ってまいりますので、これまで以上に保護者ともども感染防止に努めるよう、学校それから、幼稚園、保育所もあわせて、改めまして確認し、努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長橋本雅晴君。

都市建設部長（橋本雅晴君） 上野議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

国、県と協議をしながら、一日も早く責任分担を調査し、責任を明確にすべきではないかというご質問でございますが、私どもの方でも、県の方や国の出先機関と今日まで調整してまいりました。その結果、県の方からやっとなりの窓口が示されましたので、関東農政局構造改善課ということで、県の方からお話ございましたので、議会終了後において、調整しながら市長とも事務局で国の方に陳情して、一日も早くこの問題が解決できるよう努力してまいりたいと思います。

議長（市村博之君） 上野 登君。

15番（上野 登君） 以上で質問を終わります。

議長（市村博之君） 15番上野 登君の質問を終わります。

次に、10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番（石松俊雄君） 10番石松です。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。まず、1問目は、環境基本計画についてであります。

地球温暖化による世界的な異常気象、あるいはモルジブやツバルなど太平洋の島自体が海面の上昇によって消滅してしまうという現象は、地球に住む私たちに一刻も早く目覚めて行動を起こすべきだと訴えかけているかのようです。これからの時代は、この地球温暖化問題を無視しては、すべての政策が成り立たなくなっております。

笠間市でも平成18年に環境基本条例を制定し、昨年環境基本計画を策定いたしました。この環境基本計画は、いわば笠間市総合計画の理念を環境の視点から実現するマスタープランのようなもので、ほかの計画や事業に対して、環境への配慮を求めるというフィルタ的な役割を持つものであります。そのため、計画には広範囲にわたって言及されておりますが、今回はごみの減量化と資源・エネルギーの有効利用の二つの分野に絞って質問をさせていただきます。

まず本題に入る前に、環境基本計画には年次報告書が公表される旨が書かれておりますが、計画の点検や評価及び進捗状況はどのようにして市民に公表、報告されるのでしょうか

か、その点について、まずお尋ねをいたします。

そして、計画策定から既に1年を経過しておりますので、ごみの減量、リサイクルの推進と資源・エネルギーの有効利用の推進の分野に関する各事業の進捗状況を教えてください。

次に、ごみの減量化の問題と大きくかかわってまいります一般廃棄物処理計画について伺います。

ごみ処分が笠間水戸環境組合とエコフロンティアかさまの2カ所で行われているため、友部、岩間地区については平成20年度に、笠間地区については平成23年度にそれぞれの一般廃棄物処理基本計画が見直されると聞いております。しかし、諏訪峠にあります最終処分場の埋立率が20年度末現在60.6%、ごみ分別などによるごみの減少で、8年くらいは延長できるのではないかとわれておりますが、いずれ埋め立てが完了してしまい、それ以降どうしていくのかということが問われてまいります。

そこで、具体的にごみ減量計画を含めた、笠間市として一本化した一般廃棄物処理基本計画を早々に作成する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、諏訪の最終処分場がいっぱいになった後の笠間市のごみ処理についてはどのようにしていこうとお考えなのかも、あわせてご答弁をお願いします。

2問目として、第4期介護保険事業について質問いたします。

平成18年度4月から具体化した国の介護保険見直しは、施行5年後の本格的見直しといわれましたが、基本的には財政の観点からの社会保障の切り下げ、給付の抑制でありました。介護予防が重視され、新予防給付が導入され、従来の要支援、要介護1の軽度の認定者は、新たに要支援1と2に振り分けられました。その結果、要支援者へのサービスは著しく制約をされました。また、要介護1以上についても、さまざまな形で給付抑制が行われました。特に生活援助へのヘルパー派遣が制限されたことを初め、安心して介護を受けることができなくなったといわれております。

私は、国が介護の社会化を掲げた介護保険の理念を変質させ、家族介護の考え方を忍び込ませたことに原因があると思っております。

また、介護の現場では、どこでも深刻な人手不足が続いております。希望を持って介護の現場に入ったものの、低賃金と厳しい労働条件の中で、多くの人たちが職場をやめざるを得ない、転職せざるを得ない状況に追い込まれているからであります。したがって、第4期介護保険事業は、第3期事業計画の検証と総括を行い、介護保険本来の理念に立ち返ったものでなければならないと私は考えております。

とりわけ第4期介護保険事業計画の大きな課題であり、一番市民の関心の高かった介護保険料の見直しにつきましては、議会の中には介護給付費準備基金を全額崩して保険料の値下げを求めるといった意見を言われる方もいらっしゃいますが、私は介護給付費準備基金を3年間で2億6,750万円取り崩し、保険料基本額を月3,600円と前年計画と同程度になる

ように保険料軽減を行ったこと、実質3年で平均月51円の引き下げとなっているという事実から、市の対応は理解できるものであり、むしろ全国で保険料を引き下げた市町村が403しかないこと。現在では笠間市を含めて6市町しかないということを考えれば、私は市の努力をもっと評価してもよいのではないかと考えております。したがって、笠間市の介護保険事業は、保険料以外のところに課題があるのではないかと考えております。

そうした立場から5項目の質問を通告しておりましたが、要介護認定方式の変更に関しては、既にほかの議員から取り上げられておりますので、私の方では割愛をさせていただきます、4点にわたってお尋ねをいたします。

1点目は、既に4月から第4期介護保険がスタートしておりますが、2月に策定されました高齢者福祉計画に盛り込まれた特色や重点施策の主なものについて教えていただきたいと思います。

2点目は、介護療養型医療施設の廃止に伴う問題について、厚生労働省は高齢者の医療費を抑えるため、医療制度改革によって療養病床の再編を行うとしております。平成23年には医療療養病床を25万床から15万床に、介護療養病床は13万床すべてを廃止する方針を打ち出しております。医療の必要性が低い患者は、病院ではなく介護施設や在宅居住系サービスへの移動を余儀なくされ、行き場を奪われてしまいます。この療養病床が削減されると、現在、介護療養型医療施設に入居している認知症で寝たきりの患者や、医療などの医療ケアを必要とする患者の受け皿は不足します。在宅介護に戻されても、高齢者世帯などでは介護の負担が重くなることが懸念をされております。

また、介護施設では適切な医療ケアが難しいと、介護や医療の現場からは指摘をされております。国の第4期介護保険事業計画におきましては、介護療養病床の削減や廃止に向け、老健施設などの介護施設への移行を進めようとしておりますが、このことによって笠間市ではどのように変わっていくのでしょうか。私は、医療と介護をあわせ持つ介護療養病床が担ってきた機能を継続すべきだと考えています。

そこで、2点目の質問ですが、介護保険事業計画書を見ますと、平成19年度末現在で介護療養型施設入所者が23人おられます。これらの方々の療養病床からの受け入れ態勢はどのようなようになるのでしょうか。

また、先日、議会の答弁で、県の調査によると特別養護老人ホームへの入所希望者が55人いることが明らかにされております。この方々の実情と今後の対応について伺います。

3点目は、認知症の高齢者が増加する中で、市としてはどんな施策を進めているのでしょうか。課題と今後の施策の充実の方向について伺いをします。

中でも認知症高齢者の受け入れ施設のうち、小規模多機能型居宅介護事業所の整備が進んでいないと言われておりますが、笠間市の現状と今後の整備見込みについても、あわせてご答弁をお願いします。

最後に、介護従事者の人材確保、労働条件の改善のために、国は介護報酬を3%引き上

げ、その内訳を在宅分1.7%、施設分1.3%としております。介護保険料にはね返させないためには、処遇改善特例給付金もつくられました。しかし、介護報酬改定を労働条件に反映させるための特別加算の条件はハードルが高く、実態にあわないという声もあります。特に登録型ヘルパーを多数在籍させている訪問介護の事業所では厳しいといわれております。また、特別加算の条件を満たすために、介護福祉士などの取り合いを生み兼ねないとも指摘をされておりますが、笠間市内の施設、事業所の状況はどうなのでしょう。介護労働者の労働条件は改善されたのかどうか、市としてどのように把握され指導されているのか、4点目にお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、14時10分に再開いたします。

午後1時55分休憩

午後2時10分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 10番石松議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の環境基本計画についてでございます。

初めに、環境基本計画の年次報告書の公表についてのご質問でございますが、公表に当たりましては、庁内各課の職員で構成する笠間市環境基本計画推進会議において点検評価を行うとともに、その結果に対して、笠間市環境審議会や笠間環境市民懇談会の場でご意見等をいただきます。それらの内容を取りまとめ、環境基本計画年次報告書として10月に公表する予定でございます。

また、ごみの減量、リサイクルの推進に係る施策につきましては、市民や事業者による自主的な取り組みのほか、市民におきましても、生ごみ処理機の購入費補助、資源物回収団体への補助のほか、瓶、缶、ペットボトル等の資源物を回収してごみの減量化、リサイクルに取り組んでおります。

さらに、昨年6月1日にはレジ袋の有料化が開始されましたが、市民、事業者の連携した取り組みにより、ごみの減量化に一定の成果を上げております。

次に、資源・エネルギーの有効利用の推進についてでございますが、笠間市におきましては、昨年3月に地球温暖化対策率先実行計画を策定し、市役所も地域の一事業者の立場から、省エネルギー化や温室効果ガスの削減に取り組んでいるところでございます。

その成果といたしまして、平成20年度の事務事業から排出する温室効果ガス総排出量を、基準年の平成18年度と比較いたしまして2.9%削減をいたしました。また、太陽光発電な

ど環境負荷の少ないエネルギー利用を推進するため、国の補助制度について、市民や事業者への情報提供を行っております。

なお、市の事業といたしまして、本年度、市立病院に太陽光発電装置の設置を予定しているところでございます。

次に、一般廃棄物処理基本計画でございますが、現在は笠間地区はエコフロンティアがさま、友部、岩間地区は笠間水戸環境組合で廃棄物を処理しております。そのような状況から、一般廃棄物処理計画につきましても、笠間地区、友部・岩間地区それぞれ別の計画を策定しているところであります。しかし、市のごみ処理を考えたとき、既存の処理施設を永久に使用していくことは不可能であり、やがて新たな施設が必要となってまいります。一般廃棄物処理基本計画の一本化につきましては、まず、現在の計画に基づく処理を進めながら、既存施設の稼働年数等を踏まえまして、市の将来展望に立った廃棄物処理の基本構想を定めることが必要かと思っております。

その後、笠間市全体の廃棄物を一体的に処理していくという視点から、一般廃棄物処理基本計画を策定してまいります。

なお、諏訪の最終処分場がいっぱいになったらどうするのかというご質問がございましたが、そういうことも含めまして、基本構想の中で検討していきたいと考えております。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 石松議員の質問にお答えいたします。

第3期では、地域密着型サービス事業所のうち、小規模多機能型居宅介護事業所を3カ所計画いたしましたでしたが、1カ所しか整備はできませんでしたので、第4期で認知症対応事業所の需要を見込み、地域密着型サービス事業所のうち、認知症対応型通所介護事業所を1カ所、小規模多機能型居宅介護事業所を2カ所増としております。

また、特別養護老人ホームの入居希望者を勘案し、計画期間内に60床の増床を見込んでおります。

また、高齢者が介護または要支援状態となることを予防し、自立した日常生活が営めるよう、その支援対策費として3期計画額に対し約17%増額し、3年間合計で3億2,500万円と見込んでおります。

介護保険料につきましては、先ほど石松議員が申し上げましたように、全国平均で月額4,160円、県平均で月額3,717円となっておりますが、本市では介護給付費準備基金を取り崩し、基準額を3期と同額の月額3,600円としております。

また、国から介護従事者処遇特例交付金の取り崩しをすることによって、実質3年平均で保険料は月額で51円の引き下げとなっております。

介護療養型施設につきましては、平成20年度末現在で本市では26名の方が利用しております。市内や隣接する市の病院や医院に入院しております。本施設につきましては、平成

23年度末までに老人保健施設等へ転換することになっておりますので、対象者は当該施設等へ行くこととなります。病院が老人保健施設等を転換しなかった場合、その受け皿が課題となっております。

また、特別養護老人ホームの待機者につきましては、平成20年3月31日現在87名の方がおられます。その中で在宅や病院にいてすぐに入所したい方が55人となっております。

また、特別養護老人ホームの申し込み者数から推測すると、現在、市内の待機者は若干増加傾向にあると思われます。そのようなことから、第4期の中で60床の増床計画を立てており、既に平成22年には20床の増床ができるよう、県に進達したところでございます。

認知症は社会的に大きな問題となっており、本市でも認知症の理解を深めていただくため、19年度から一般市民、民生委員、児童委員やボランティアの方々などを対象に講演会を行い、意識の啓発に努めてきたところであります。

本年は6月16日に民生委員、児童委員を対象にキャラバンメイトの協力より認知症サポーター養成講座を開催し、市内で初めて83人のサポーターが誕生しております。

また、この9月には養成講座を実施し、10月には講演会を開催いたします。市民が認知症の方やその家族を温かく見守る応援者になれるよう、引き続きサポーターの養成や意識啓発を推進してまいります。

小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、友部地区に1カ所整備済みで、登録定員も満員で利用状況も高くなっております。今後の整備につきましては、本年度中に笠間地区に1カ所整備いたします。また、岩間地区にも1カ所整備することで実施事業者の公募を実施しましたが、応募がなかったため、来年度も引き続き募集してまいります。

次に、介護報酬でございますが、介護報酬の3%改定につきましては、基準を超える職員を配置することや介護福祉士の有資格者、または3年以上の勤続年数のある方が一定割合以上いるなどの加算の条件があります。介護従事者の処遇改善に結びついているかについては、事業者の経営努力によりますが、市内では幾つかの事業者に聞き取り調査を実施したところ、6割程度の事業所において賃金の改善があったようであります。

また今般、国は介護職員処遇改善等臨時特例交付金を都道府県に交付し、介護職員の賃金の確実な引き上げなど、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、本年10月サービス分から助成することとしておりますので、本交付金を活用した介護職員の賃金改善につながるものと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） まず、環境基本計画の問題について再質問をさせていただきます。

環境問題については、たとえ立派な基本計画を市がつくったとしても、それを受けて、いわゆる一人一人の市民が、何といたのでしょうか、行動を起こしていかなければ、本来

的な意味での環境の改善にはつながっていかないと私は考えているわけです。ですから、基本計画と同時に、どれだけ多くの市民を巻き込む形で、今の環境基本計画が実行されているのかということを中心にきちんと点検をしていくことが大切ではなからうかと、そんな問題意識を持っております。

市だとか、あと自分自身が家庭でやっていることですね、それがどういうふうに関地球温暖化対策につながっているのかということが具体的なもので実感できないと、これは成功したとは言えないと思うわけです。

そういう観点から、少しごみ減量化の問題と資源・エネルギーの有効利用の問題について詳しく伺いをしたいと思います。

一つは、レジ袋の有料化ですけれども、これはごみの減量化が一つの目的になっておりましたが、そういう意味での成果はどのように上がっているのかということをお教えいただきたいということです。

それから、二つ目は、例えば上下水道料金というのは、水の処理にこれくらいかかるから、水道料金はこれくらいだということが市民にはわかるわけですが、ごみの収集袋というのは一体何で有料化なのかと。このごみの収集袋の代金は、今ある笠間市のごみ処理事業のどの部分に役に立っているのかという、水道料金等々に比べるとそういうことが明示をされていない、明確ではないのですね。この辺は、やはり明確に市民に対して明示をしていくことが一つは必要ではなからうかと思うのです。

それともう一つは、ごみ袋ですけれども、これも、つまり減量化が目的なわけですから、ごみの減量化に努力した市民が報われる、先ほど市長の答弁の中に、ボランティアをしたときにも、頑張った人には報われるような制度もという話もございましたけれども、私はこのごみの収集袋こそ、できるだけごみを減らした方には何か特典があるような、そういうシステムを導入している市町村もございますので、そういうことも笠間市として考えていただけないだろうかということを考えるわけですが、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

それから、以前どなたか、ほかの議員の質問に対して、エコキャップ運動に関しての答弁がございました。このエコキャップ運動に対する市の認識としては、ボランティア活動として取り組まれることが望ましいというご答弁をされているわけですが、私は市として取り組むべきだと思うのです。これがなぜそういう見解になるのか、市としてこのエコキャップ運動の意義、そういうものをどのように理解されているのかということについて、教えていただきたいということです。

それから、資源・エネルギーの有効利用に向けてですけれども、これも笠間市が一業者として温室効果ガスを19%減らされたというお話がありました。確かに市のホームページにも書いてありますし、市としての取り組みを私も一定評価をしているところですが、じゃあこれが事一般市民の一家庭に限って、一つ一つの家家庭に限ってだとならうか

というのが、環境基本計画の中に見えてこないのですね。

先ほど私も申し上げたとおり、環境基本計画をつくるだけでなく、それがどう一般市民一人一人として意識啓発されているのかというのが一体でなければいけないと申し上げたわけですけれども、そういう意味で、国では住宅太陽光発電補助金だとか、ことしからエネファームの補助金を導入した場合、家庭用燃料電池ですけれども、補助金だとか、あるいは東京電力のグリーン電力基金補助金制度がございますけれども、こういうものが環境基本計画の中にはなかなか見えてこないのですね。私の読み方が悪いのかもしれませんが、これがどう位置づけられているのかということ、あと、ほかの他市町村では住宅太陽光発電だとか、エネファームへの補助制度を考えているところもあるのですが、そういうお考えについては、環境基本計画、環境審議会等々の中でのご議論というのはどうだったのかということをお教えいただきたいなということです。

以上で2回目を終わります。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 石松議員の再質問にお答えをいたします。

まず、ごみの減量化の部分でございます。

まず、レジ袋の有料化の成果ということでございます。昨年の6月1日から市内の4事業者、8店舗で有料化を実施しまして、8月1日には新たに6店舗が加わり、現在14店舗で実施しているという状況でございます。

有料化後1年間たちました。その成果を申し上げますと、レジ袋で平均辞退率86.1%でございまして、レジ袋辞退枚数では526万8,000枚となっております。これをごみ量に換算しますと、52.1トンのごみの減量、二酸化炭素に換算いたしますと、526トンが排出削減されたこととなります。

次に、ごみ袋の料金収入がどのようにごみ処理費用に活用されているかというご質問でございます。

ごみ収集袋の料金収入につきましては、これを原資といたしまして、ごみ減量化推進基金事業により、子ども会等の廃品回収などの資源物・分別回収団体に対する補助、それから、家庭用生ごみ処理容器購入費等の補助を行っております。

また、これらの補助制度につきましては、笠間市のホームページや広報紙等によりまして広く市民に周知しているところでございます。

次に、ごみ袋の種類についてでございますが、ごみ袋は45リットル入りの大袋、それから、20リットル入りの小袋の2種類がございまして、ごみの搬出量に応じて使い分けができておりますので、今後もこの2種類のごみ袋で対応してまいりたいと考えております。

次に、エコキャップ運動のご質問でございます。

エコキャップ運動の趣旨につきましては、世代を超えて市民レベルでペットボトルのキャップを集め再資源化することによりまして、二酸化炭素の発生抑制と、その売却益から

発展途上国の子どもたちにワクチンを供給するボランティア活動でありまして、市民レベルで行っていく取り組みであると理解をいたしております。したがいまして、行政によらない自主的な市民活動として、個人及び企業、団体、NPO法人等が取り組んでいくことが、多方面のボランティア活動の機会を広げていくということでありまして、それが適当であると考えております。

次に、資源・エネルギーの有効利用にかかる市内における補助制度の活用状況についてでございますが、住宅用の太陽光発電につきましては、茨城県で窓口になっている地球温暖化防止活動推進センターによりますと、県内における平成21年1月からの申請件数は、8月末までで1,096件、うち笠間市内からの申請は21件出ているとのことでございます。

また、家庭用燃料電池、通称エネファームの導入の、国の補助制度は21年度より開始されましたが、窓口となっている燃料電池普及促進協議会によりますと、ことし5月22日に募集を開始して以来、応募者数が8月末現在で全国で1,140件を超えたとのことでありませう。業界によりますと、こちらの制度の市町村別の応募者の内訳につきましては、まだ募集期間中であるということで、公表できないとのことでございます。

次に、グリーン電力基金助成制度についてでございます。

この制度につきましては、東京電力と、その利用者からの寄附金を原資といたしまして、地方公共団体等の公益的団体が補助を受けて事業を実施するものでございます。今年度は茨城県内からは、普及目的用としまして4件の応募があったということでありませうが、笠間市内からの応募はございませう。

さて、これらの制度の活用につきまして、環境基本計画の中での位置づけとのお尋ねでございますが、当該計画の中では、施策といたしまして省エネルギー推進のための意識啓発、情報提供、環境負荷の少ないエネルギー利用の促進を行うといたしております。

今後とも自然エネルギーの活用につきましては、広報等を通じまして、情報提供や普及啓発に努めてまいりたいと思っております。

最後になりますけれども、住宅用太陽光発電、エネファームへの市の補助制度の取り組みについてのお尋ねでございますが、当市におきましても、補助制度の創設に向けまして進めてまいりたいと思っております。

議長（市村博之君） 石松俊雄君

10番（石松俊雄君） うっかりしておりまして、介護事業の方の2回目の再質問をするのを忘れておりましたので、させていただきますが、介護事業の問題については、国で決まっていることがほぼありますので、私はこの市議会の中で国の制度についてどうこうしろということは毛頭、そういう気持ちはないのですけれども、ただ国の制度的な問題が決まったことを前提として市としてやるべき課題は、私は四つあると考えています。

一つは、今回、私の質問では割愛をさせていただきましたけれども、認定方式の変更で今まで介護給付を受けていた方が受けられなくなってしまう。そういうことになってはま

ずい。ならないようにしなければいけないということ。これは質問から割愛しておりますけれども。

二つ目は、国の制度が施設介護から在宅中心の介護、これ、よしあしは別です。よしあしは別としても、そういう方向になっています。これは、政権の交代の問題がずっと前の質問の中でされていますけれども、民主党政権になっても介護施設が充実していないと、それまでは凍結をするけれども、いずれこの介護療養型の病床の廃止というのは凍結だけでも、やめるとは言っていません。ですから、大きな流れは、施設介護から在宅中心の介護に向かっていくというのは変わらないと思うのです、政権が変わっても。

ですから問題は、そういう施設介護から在宅中心の介護になったときに、本来施設に入っている方というのは、施設でないと、介護生活できないから施設に入っているわけですから、そういう方が放り出されるようなことになっては困ると、そうならないようにしなければいけないのが市としての二つ目の課題だと思うのです。

それから、三つ目の課題は、在宅介護中心に変わっていくわけですから、在宅介護ができる笠間市内の環境整備をどうつくっていくのかというのが課題だと思うのです。

四つ目は、市内の介護従事者の労働条件の改善、処遇の改善ということにどれだけ市が関与できるかというのは、私はこの四つが笠間市に、国の制度を受けての課題だと思うのですけれども、この四つの課題ということを踏まえた上で先ほどのご答弁をお聞きして思うのは、余りにもお粗末ではないのかなという気がしております。

介護保険料については、一定私は評価をしているのですけれども、もう一つの、いわゆる特別養護老人ホームで言えば60床増床すると言われてますよね。しかし今、55の方が、県の調査によると希望されていると。しかし、この55人以外にも特養のベッドが空いていないために老健に入らっしゃる方がいらっしゃいます。特養に本来は入りたいたいけれども、老健に入る。老健に入ってしまうと、特養というのはお医者さんというのを置くのは義務にはなっていませんけれども、老健は100人に対して1人のお医者さんを置かなければいけませんし、特養は看護師さんが3人いればいいのですけれども、老健の場合は10人以上置かなければいけないとか、そういう施設の基準の違いで、老健に入っている方というのは、特養の方に比べてご自分の自己負担額が、少ないところでも2万円、多いところでは4万円多くなっているという、そういう実態もあるわけですね。こういう方も本来なら特養に入れたいわけですね。

そういう個別の方の事情について、市として把握されているのかどうかというところを、私はお聞きをしたいのです。

そういう意味で、21年度末では26人とおっしゃったのですけれども、介護施設に入っている26人の方は、確実に次の受け皿があるのかどうか、個別事情も含めて把握していただけているのかどうかということ、もう少しきちんとご答弁を願いたいということが一つです。

それから、二つ目は、小規模多機能介護事業所についてですけれども、実は地域密着型の事業所をつくっていくというのは、それはそれでいいのですけれども、この小規模多機能型介護事業所というのは、月の介護費用が決まっているわけですね。つまり訪問介護だとか、泊まりを何回利用しても、介護費用というのは一定額決まっているわけですから、特に高齢者世帯で利用限度額をオーバーするような、頻繁に利用しなければいけないような方にとっては非常に有利な施設なのです。そういう意味で言うと、在宅中心に笠間の環境が変わっていった場合、こういう小規模多機能介護事業所というのはたくさんあった方がいいと私は思うのです。

そういうふうに小規模多機能介護事業所をご理解されている市民って結構少ないのです。地域密着型の介護事業所が必要だとおっしゃるのですけれども、私の中でも小規模多機能介護事業所をたくさんつくっていくことが必要だと思うのです。この辺の市の見解をお聞かせいただきたいということと、これは国の社会保障国民会議によりますと、今、約2万人の方が小規模多機能介護事業所を使われていますけれども、これを60万人分まで2025年までにふやさなければいけない。いわゆる今の30倍にしなければいけないって、これは国の社会保障国民会議で出している数字では、そう報告されているわけですけれども、そういう方向に笠間の施策が向いているのかどうか、今まで応募者がいなかったから、また応募をやりますと、これ、きっとまた応募者はいないですよ。

こういうところにもっと力を入れているのかどうか、ここをきちんともうちょっとお聞きしたいので、認識をきちんと聞かせていただきたいということです。

あと、介護従事者の処遇改善の問題、6割程度とおっしゃったのですけれども、これ市内の介護事業所については全部把握していただけているのでしょうか。

これは、指導、監督権は県ですけれども、私はあえて市が指導、監督する権利はないにしても、笠間市内の事業所、そこに働いている介護従事者がどういう処遇になっているのかを把握する責任はあると思うのですよ。指導する監督権はないにしても、実態の把握ぐらいはするべきだと思うのですが、この辺についてのご見解を再度お聞かせを願いたいということです。

それから、環境基本計画の方の問題についてですけれども、一つはごみ収集袋の問題についてですが、これも費用対効果があるので、必ずしもごみ袋の種類をふやしていくということがいいことかどうかはわかりませんが、ただちょっと確認をしたいのは、そのごみ袋収入というのは、いわゆるごみ処理事業には当たっているわけではなくて、分別回収に努力している団体の補助金だとか、そういう補助金に当たっているということの理解になってしまうのでしょうか。

これだと、直接的にごみ減量化の努力がごみ処理事業に当たっていると、私は理解できないのですが、この辺ですよ、もう少し何かお金の使い方、ごみ収集袋の収集金のお金の使い方をもう少し考えるべきではなからうかと、ご答弁をお聞きしていて、そういう問

題意識を持ったのですが、これについてはいかがでしょうか。

それから、エコキャップ運動について、実はこのエコキャップ運動というのは、NPOの団体がやっている運動なのですが、これを中心的にやっているのは、私どもの労働組合の連合と、それから、青年会議所JCが中心にやっているのです。これは、確かにエコキャップを集めるという運動自体はボランティアかもしれませんが、例えば関東でいうと、お隣の県の足利市だとか、栃木市というところでは、例えば公民館にエコキャップの回収箱というのを置いているのです。つまり、一般ごみと一緒にエコキャップを捨てないように市民に呼びかけて、近くの公共施設に回収箱を置いて、そこで回収をさせる、していくということをやっているわけです。

ただ、運動の担い手は確かに、今、部長がご答弁されたように、ボランティアがやるわけですが、しかし市のかかわり方、行政のかかわり方というのは、今、栃木市がやっている事例を申し上げましたが、そういうかかわり方は、私はあってもいいんじゃないかと思うのです。むしろ、市民と行政が協働でやるのであれば、そういうかかわり方ですごく意義がありますし、栃木市で人口大体8万人ぐらいですね、あそこで去年で約60万個ペットボトルのキャップを回収して、NPOの団体に送って、発展途上国の子どものワクチンのお金にかえているわけですね。

そういう意味で非常に栃木市というのは、この運動の中でも評価をされているわけです。笠間市としても、そういう評価を受けるぐらいの、そういう活動をしてもいいんじゃないでしょうかと思うのですが、これももうちょっとご見解を、そういう意味でのご見解を少し聞かせていただきたいというのが一つです。

それともう一つは、太陽光発電あるいは家庭用燃料電池の補助制度創設に向けてご検討していただけるということですが、ただ残念なことに、週報に小さく載ったのは私も記憶にあるのですよ。よその市町村に行きますと、例えばこういう補助金、補助制度だけ特別なサイトのホームページをつくっている市町村もあるのです。そこでできるだけこういうものを活用して、家庭でもCO₂を減らしていきましょうという呼びかけをしているのですが、笠間市としても、それぐらいのことをやってもいいんじゃないかと思うのですが。

周知はしていないとは言いません。確かに広報にも載っていますし、それは私も拝見をしているのですが、もっときちんと補助金制度をまとめたものを、市民に対してアピールしていくこともあっていいのではないかと思うのですが、これについてのご見解もお願いいたします。

議長（市村博之君） 福祉部長岡野正三君。

福祉部長（岡野正三君） 石松議員の3回目の質問にお答えします。

まず、1点目でございますが、26名の方の受け皿があるのかという部分でございますが、今、言われたように、8施設で26名の方が入っております。まだどのような施設に転換す

るのかという部分については、方針が決まっていない状況でございます。

例えば一般病棟への転換になったとしても、利用者や家族が困るような対応はしないという回答をいただいているところでございます。

また、県では、目標に応じて水戸保健福祉医療圏でも老人保健施設の設置を進めており、平成21年度も1カ所で設置する予定であります。市といたしましても、高齢介護計画にございますように、療養病床の円滑な転換を図るための取り組みとしまして、県と連携して医療機関へ療養医療の転換に係る支援や情報の提供を行ってまいります。

また、療養病床の介護保険施設等への転換するに当たって、国の地域介護福祉空間整備交付金の活用を図ってまいります。

それと、地域包括支援センター等において、入院患者やその家族などからの相談を受けるとともに、患者や家族の意向を踏まえて、医師、看護支援専門員や介護サービス事業者、民生委員、児童委員等と連携し、高齢者の状態に即した医療や介護サービスなどを切れ目なく提供していくよう、関係機関と調整をしてまいります。

それと、施設の部分でございますが、施設の部分につきましては、第4期計画に沿って整備をさせていただきたいと思っております。

また、先ほど言いました岩間地区の部分の小規模の部分でございますが、私どもの方も最善の努力をしてまいりたいと思っております。

それと、施設の介護従事者の市内の内容は把握しているのかという部分でございますが、これらにつきましては、今回の部分で先ほども申し上げましたように、全事業所ではございませんが、把握した中では6割程度の事業所については値上げをしていると、介護従事者の方のベースアップ分を見ているということでございます。それらにつきましては、先ほども申し上げましたように、一定の条件がございまして、それらに該当しない施設については、加算の該当ができないという回答もいただいております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） まず、ごみ減量化の推進基金の部分でございます。この基金の使い道ということでございますが、これまで、先ほど申し上げましたように、資源物の回収団体への補助金とか、それから、自家ごみ処理器容器の購入費、そういう部分でございますが、それに加えて、21年度からは不法投棄の収集をやっておりますが、そういう部分についての経費、それから、クリーン作戦時の運搬料、そういう部分に加えて活用しておりますが、この辺の部分については、使い道について、今後も検討をしていきたいと思っております。

それから、そのPRにつきましてでございますが、これにつきましてもさらなるPRに努めて、市民の方がそういう使い道、こういうふうに使っていると理解できるような、そういうPRを考えていきたいと思っております。

それから、エコキャップの部分でございます。確かにエコキャップ運動につきましては、既に個人や企業、団体等、民間の取り組みとして広がりを見せておると認識をいたしております。こういうことが、さらに市民レベルとしまして活動が発展していくことが望ましいのかなという考え方であります。

なお、市役所内でも、一部職員の方の中で取り組みを行っておりますが、そういう部分につきましては、もっと広がりを見せていくような笠間市役所も一つの事業者という考え方で対応していきたいと考えております。

議長（市村博之君） 情報提供を綿密にすべきだという質問内容があったので、その答弁漏れがありますので、よろしくをお願いします。

市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） ただいまの情報提供という部分でございますが、これも確かにまだそれが不足だという、満足しているということではございません。さらに情報提供に努めてまいりたいと思っております。

議長（市村博之君） 10番石松俊雄君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

なお、明日引き続き本会議を開きますので、時間厳守の上、ご参集ください。

午後2時50分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 蛭 澤 幸 一

署 名 議 員 野 口 圓